

小美玉市高齡者福祉計画
第5期介護保険事業計画
【素案】

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	計画の性格等.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の策定体制.....	4
第2章	高齢者を取り巻く現状	5
1	人口の動向.....	5
2	高齢者の状況.....	7
3	高齢者のニーズ(実態調査結果の抜粋).....	9
4	要支援・要介護認定者の状況.....	24
5	高齢者福祉及び介護保険事業の課題.....	25
第3章	日常生活圏域	28
1	日常生活圏域.....	28
第4章	計画策定の考え方	30
1	基本理念.....	30
2	計画の基本目標.....	31
3	計画の体系.....	32
第5章	高齢者福祉計画	33
1	高齢者福祉計画の体系.....	33
2	高齢者が安心して暮らせるまちづくり.....	34
3	高齢者の社会参加と生きがいづくり.....	50
第6章	介護保険事業計画	53
1	介護保険事業計画の体系.....	53
2	介護給付サービス.....	55
3	予防給付サービス.....	78
4	介護予防と在宅ケアの推進(地域支援事業).....	94
第7章	介護保険事業費の見込み	107
1	介護保険事業費の推計手順.....	107
2	サービス利用者の将来推計.....	109
3	サービス事業量の見込み.....	110
4	給付費の見込み.....	112
5	基準月額介護保険料の算出.....	116
第8章	推進体制	119
1	推進体制の整備.....	119
2	人材の確保.....	120
3	計画の適正な運営.....	121
4	情報提供・相談体制.....	122

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行や社会構造の変化に対応し、介護を必要とする高齢者を地域全体で支える新たな仕組みとして平成12年(2000年)4月に介護保険制度がスタートしました。介護保険制度は、従来までの高齢者介護のあり方に大きな変革をもたらすものとして期待され、制度導入後、介護サービスの利用は確実に普及・拡大してきましたが、その一方で、要支援・要介護1の認定者などの軽度者を中心に要介護認定者数が急増し、制度施行後5年間で制度の持続可能な運営が危ぶまれる状況が指摘され始めました。

また、今後は高度成長期の変動の著しい時代を経験してきた「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをします。この団塊の世代をはじめとした高齢者の介護予防を視野に置いた居場所の確保が課題と考えられます。

国では、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、明るく活力ある超高齢社会を築くことをめざしており、その一環として平成17年(2005年)に、介護保険法の大幅な改正が行われました。とりわけ、制度全体を「予防重視型システム」へと転換していくことが大きな柱で、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービスを導入しました。「介護予防」の観点からこれらの一体的、有機的な施策連携を図っていくことが強く求められ、平成26年度末をひとつの目標時期として事業を進めているところです。

こうした背景の中、第4期の計画の目標値を踏まえ、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を描きながら、今後の介護予防事業や介護保険事業のさらなる充実に向けた方針を定めていくことが必要です。

また、国では第5期の計画策定にあたっては、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域に継続して住み続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実が求められています。

本市においても、基本理念の「好きだから このまちですっと 過ごすために」を実現するためには、高齢者が地域の一員としての役割を果たしながら生きがいある人生を送ることができるよう、総合的な施策を展開していくことが重要です。

この計画は、小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の内容やこれらに基づく取り組み実績を踏まえながらも、高齢者のライフスタイルや価値観など、高齢者を取り巻く環境の変化や制度改正に伴う新たな施策課題を明らかにし、総合的な施策展開の方向を見据えた計画として「小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の性格等

【法的根拠】

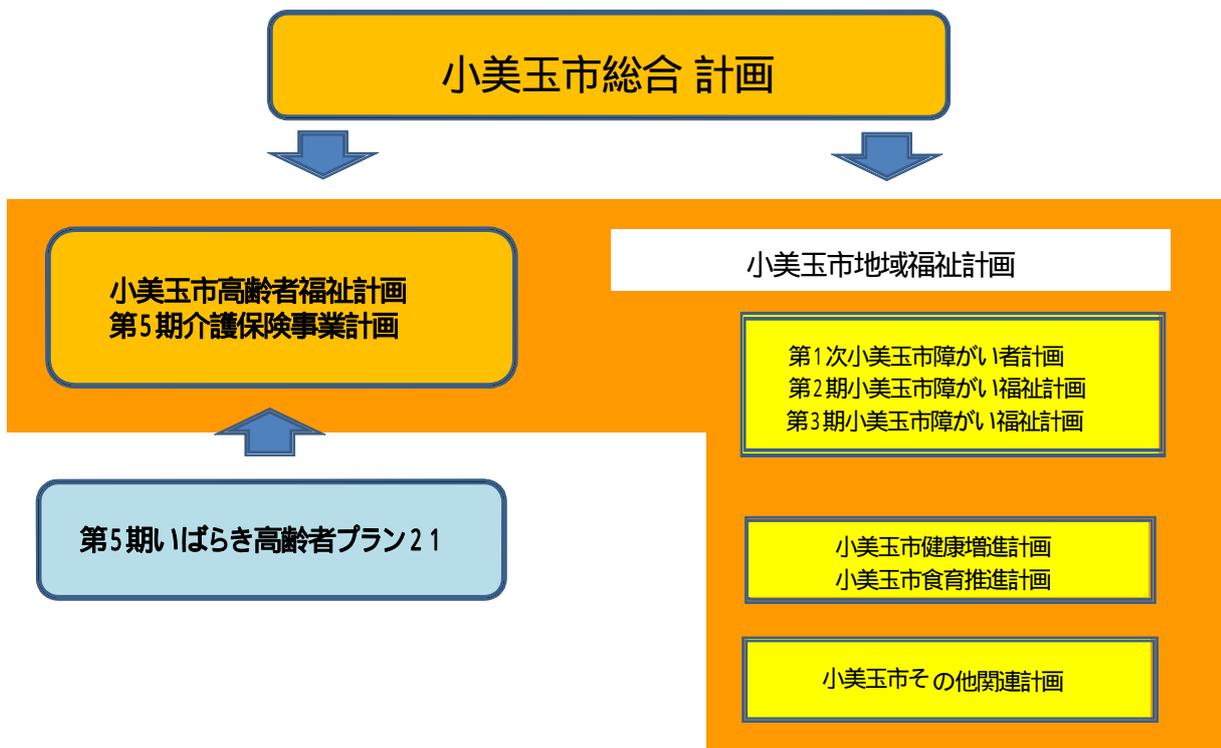
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項（市町村老人福祉計画）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、平成20年度に策定した「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を見直したものです。

また、第3期までは老人保健法が根拠法令としてあげられていましたが、同法の改正により、当該内容については高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査等実施計画、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進計画等に移行されることになりました。

【関連計画等との調和】

本計画は、国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、「小美玉市総合計画」を上位計画として位置づけ、高齢者に関するすべての施策を包括するものとします。

また、施策の推進にあたっては、市の関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。



3 計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間について、安定した財政運営のため、保険料の算定期間との整合性を図ることとされ、3年を1期と定められています。

したがって、本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、第4期介護保険事業計画で定めた平成26年度までの長期目標を継続して目指すため、その目標値をもとに介護サービス基盤の整備目標を設定し、見込み量を算定しています。

また、高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないことから、同時期に見直しを行っています。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度～	
			小美玉市総合計画 (前期：平成20年度～平成24年度)										
						見直し& 計画策定	小美玉市総合計画 (後期：平成25年度～平成29年度)						
											見直し& 計画策定	次期計画	
平成26年度までの長期目標													
3年を1期とした計画													
平成18年度	平成19年度	平成20年度											
保険料算定期間			3年を1期とした計画										
小美玉市高齢者福祉計画 第4期介護保険事業計画			見直し& 計画策定	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
			保険料算定期間			3年を1期とした計画							
			小美玉市高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画			見直し& 計画策定	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
						保険料算定期間			3年を1期とした計画				
			小美玉市高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			見直し& 計画策定	平成27年度	平成28年度	平成29年度				

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

「小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」の策定は、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」によって、審議・検討を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

介護保険事業計画の策定にあたっては、介護福祉課を中心に、庁内関係課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

(3) 高齢者実態調査の実施

市民や事業者の実態や移行等を踏まえた計画としていくために、平成23年6月～7月に65歳以上の方に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案に対して、市民の皆様から幅広く意見を聴取するために、平成23年12月 日～平成24年1月 日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状

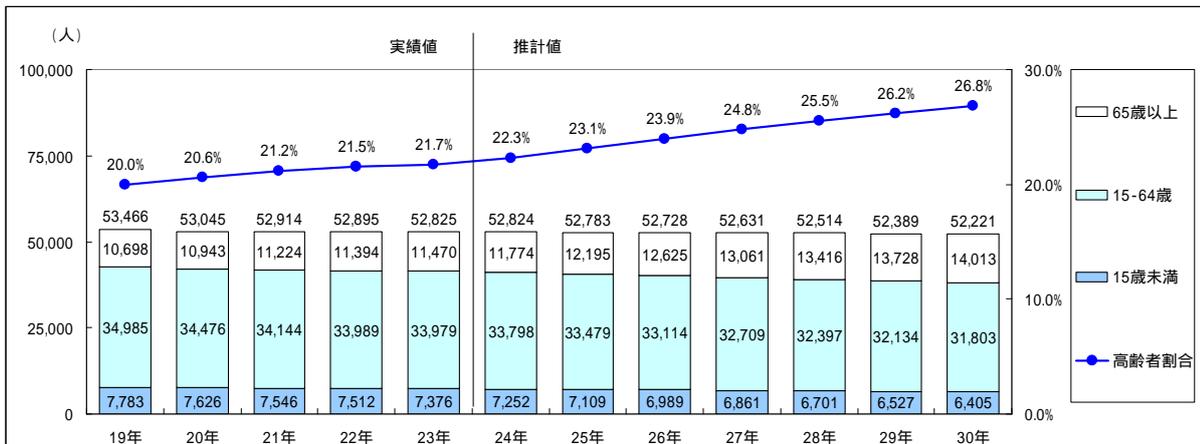
1 人口の動向

(1) 総人口の動向

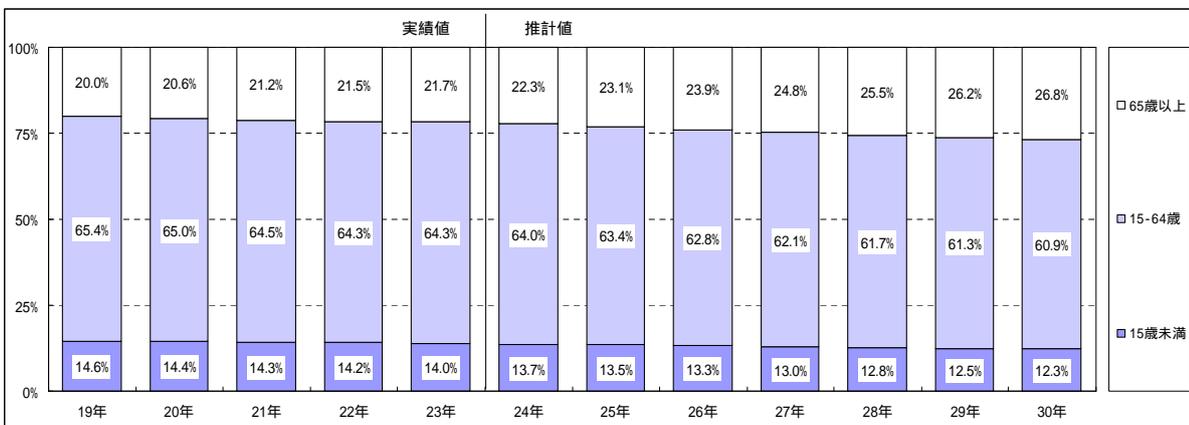
本市の人口推移を統計データ及び人口推計結果(コホート変化率法)からみると、総人口は今後も減少で推移し、平成23年には52,825人ですが、平成30年までに604人減少し、52,221人となる見込みです。

また、年齢区分別に見ると、平成23年に高齢者数が総人口に占める割合では21.7%ですが、平成30年には26.8%となる見込みとなっており、さらに高齢化率は高くなると見込まれます。

人口と高齢化率の推移



人口と高齢化率の推移

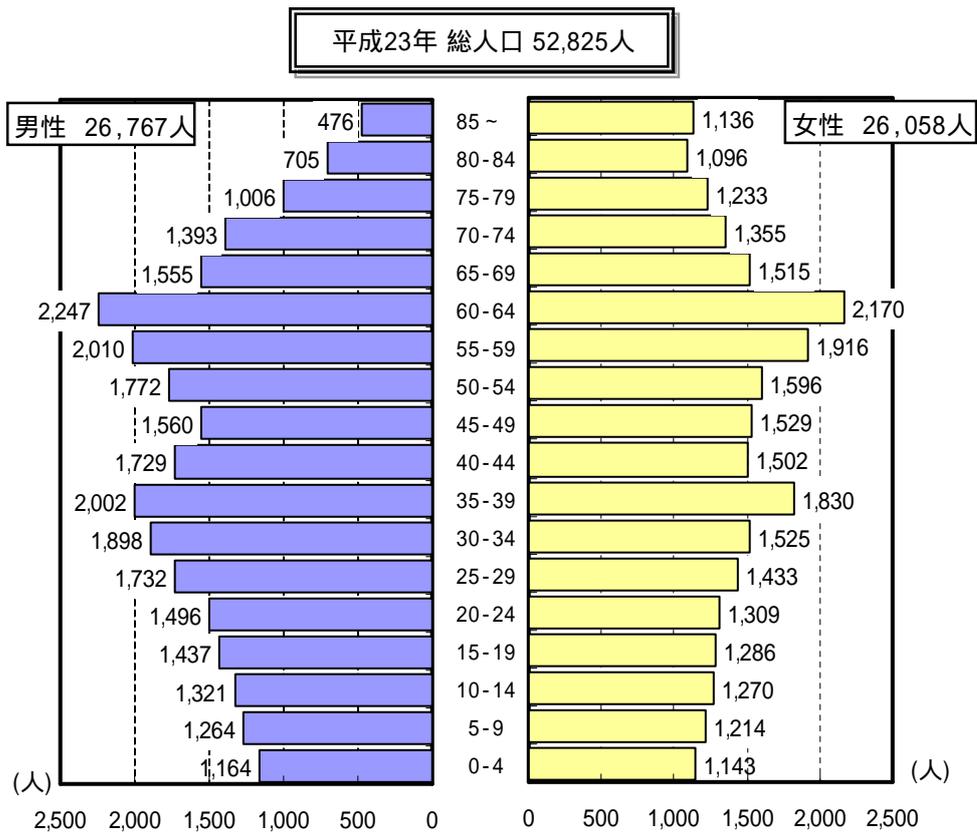


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

コホート変化率法：コホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0~4歳の子ども人口は、15~49歳女子人口との比率により推計する方法。

(2) 人口構成

平成23年4月1日現在の人口構成を5歳階級別にみると、男女合計で60～64歳の年齢層が最も多く、次いで55～59歳の年齢層となっています。近い将来、この年齢層が高齢者の仲間入りをすることから高齢化率は高くなることが分かります。



資料：住民基本台帳人口（平成23年4月1日現在）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者の人口

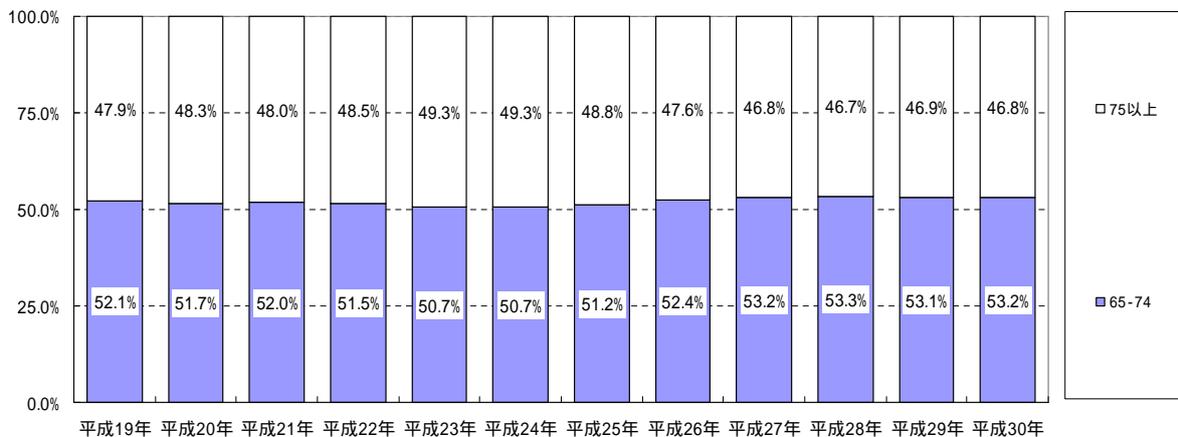
高齢者人口の推移をみると、今後も増加傾向で推移すると見込まれます。

前期高齢者と後期高齢者の割合では今後とも後期高齢者が前期高齢者を上回らないで推移すると見込まれます。

高齢者人口の推移



高齢者人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）23年以降は人口推計結果による。

(2) 世帯

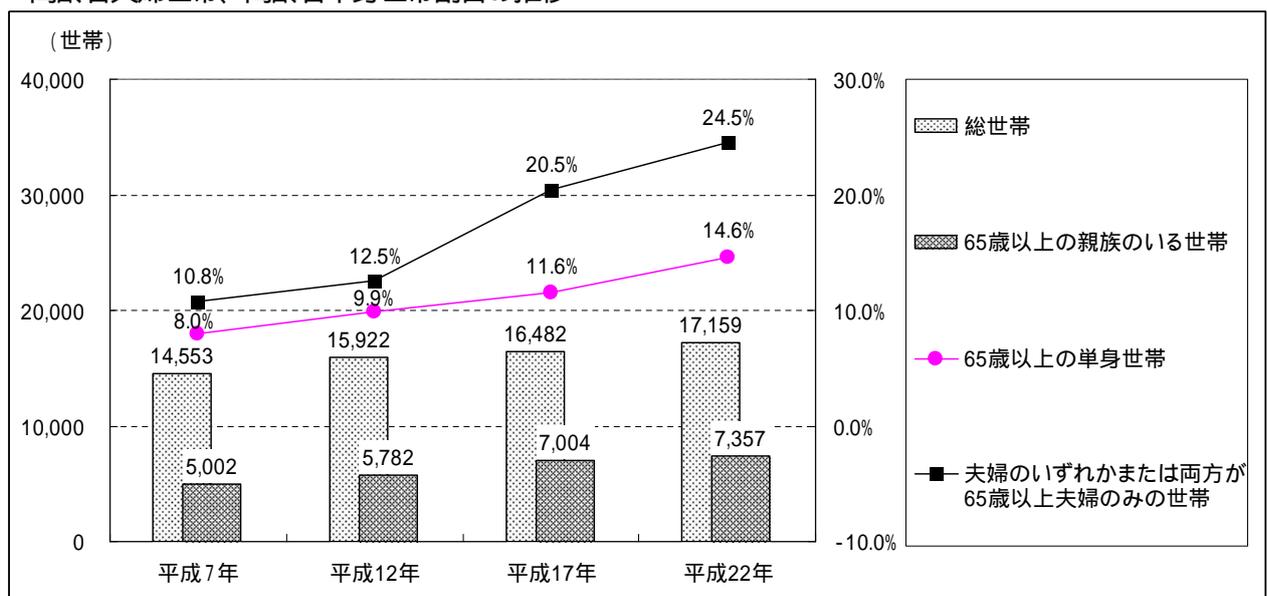
人口及び核家族世帯の増加にともない、一般世帯数は増加しています。また、高齢者人口も同様に増加しているため、65歳以上親族のいる世帯数も増加しています。

一般世帯に占める65歳以上親族のいる世帯の割合をみると、平成22年には42.9%となっています。また、夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯及び65歳以上の単身世帯が増加しており、介護が必要となった場合の家族や親族による介護が難しい世帯が増加しています。

高齢者世帯の推移

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	A	14,553	15,922	16,482	17,159
		100%	100%	100%	100%
65歳以上の親族のいる世帯	B	5,002	5,782	7,004	7,357
	B/A	34.4%	36.3%	42.5%	42.9%
65歳以上の単身世帯	C	398	571	811	1,075
	C/B	8.0%	9.9%	11.6%	14.6%
夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上夫婦のみの世帯	D	540	725	1,436	1,803
	D/B	10.8%	12.5%	20.5%	24.5%
上記以外の高齢者同居世帯	E	4,064	4,486	4,757	4,479
	E/B	81.2%	77.6%	67.9%	60.9%

高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯割合の推移



3 高齢者のニーズ（実態調査結果の抜粋）

（1）調査の目的

平成24年度からはじまる小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）においては、高齢者の生活を地域で支えるために、予防、医療、生活支援サービス、住まいなどを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき取組を進めることとなります。

国では、「地域包括ケア」のよりいっそうの推進のため、高齢者や地域の課題をよりの確に把握する手法として「日常生活圏域ニーズ調査」の実施を推奨しております。そのため、本市においても、高齢者の実態をより詳細に把握するために、市内在住の65歳以上の一般高齢者及び要支援・要介護認定者を対象とし、国が示した「日常生活圏域ニーズ調査票」をベースとしたアンケート調査を行うことといたしました。

（2）調査方法と調査票の回答状況等

調査の方法

- 調査票の作成： 国が示した日常生活圏域ニーズ調査票をもとに、市独自設問を追加
- 対象者： 65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない一般高齢者及び要支援・要介護認定者約12,000人
- 抽出方法： 美野里地区から約6,000人、小川地区・玉里地区の両圏域ごとに約3,000人を無作為抽出
- 配布・回収方法 郵送による配布・回収
- 調査の期間： 美野里地区 平成23年6月15日（水）～6月30日（木）
小川地区・玉里地区 平成23年7月6日（水）～7月20日（水）

調査の回答者数と回答率

調査の回答者数と回答率

	配布数（人）	回答者数（人）	回答率（％）
全 域	12,000	6,003	50.0
小 川 地 区	3,000	1,967	65.6
美野里地区	6,000	2,961	49.4
玉 里 地 区	3,000	1,075	35.8

集計にあたって

今回の調査の集計処理にあたっては、回答結果から家族構成、高齢者像（元気高齢者、一次予防事業対象者、二次予防事業対象者）の設定条件や、平成22年6月に開催された「平成22年度日常生活圏域ニーズ調査モデル事業全国担当者等会議」において示された「日常生活圏域ニーズ調査における生活機能判定」に基づき、要介護状態になるリスク（閉じこもりリスク、転倒リスク、低栄養リスク、口腔機能リスク、物忘れリスク等）の判定を行いました。

図表の見方

- 1) 結果は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示し、それぞれの質問の回答者数をnと表記しています。
- 2) 圏域別、性別、年齢階層別などは、それぞれの無回答があるため、合計が全域のnとは一致しません。
- 3) ％は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。したがって、回答の合計が必ずしも100%にならない場合（99.9%、100.1%など）があります。また、回答者が2つ以上回答することのできる質問（複数回答）については、％の合計が100%を超えることがあります。

日常生活圏域について

日常生活圏域とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を言います。

本市では、3つの日常生活圏域（小川地区・美野里地区・玉里地区）を設定しています。

(3) 調査結果

「日常生活圏域ニーズ調査」では、要介護状態になるリスクとして、次の項目の該当者を判定しました。

要介護リスク判定項目

閉じこもりリスク	閉じこもりはうつ・認知症につながり、状態の悪化の要因にもなります。また、閉じこもりは低栄養、口腔機能低下、運動機能低下の背景にもなります。
転倒リスク	転倒による骨折で寝たきりになったり、転倒することが怖くて外出を控えたりして閉じこもりになり、認知症につながるおそれがあります。
低栄養リスク	体を動かすことや外出する機会が減ると食欲が減退します。食事の量が減ると水分の摂取も不足がちになり、筋肉の衰えや病状の悪化につながる悪循環となります。
口腔機能リスク	そしゃく（噛み砕く）、嚥下（飲み込む）、だ液の分泌などの口腔機能が低下すると、食べ物の種類が制限され、免疫力の低下から病気にかかりやすくなるおそれがあります。
物忘れリスク	認知症の初期の症状と疑われる項目を判定し、予防につなげます。
認知機能障害	認知症高齢者が増加していることから、認知症が疑われる項目を判定し、発見・予防につなげます。
生活機能（手段的自立度）の低下	活動的な日常生活を送るための動作能力の低下を判定します。
生活機能（知的能動性）の低下	余暇や創作などの積極的な知的活動能力の低下を判定します。
生活機能（社会的役割）の低下	地域で社会的な役割を果たす能力の低下を判定します。
日常生活動作（ADL）の低下	食事をしたり、階段を昇り降りしたりという日常生活の動作がひとりでできるかどうか判定します。
うつリスク	うつの傾向があると、活動性や意欲が低下し、身体的な不調を訴えることも出てきます。閉じこもり、認知症と関連し、状態の悪化につながるおそれがあります。

日常生活圏域別調査結果のまとめ

項 目		全域	小川地区	美野里地区	玉里地区
対象者数		6,003人	1,967人	2,961人	1,075人
一人暮らし		10.6	11.2	10.4	9.9
配偶者と二人暮らし		16.3	14.7	17.2	16.9
一般 高齢者		4,678人	1,734人	1,977人	967人
一般 高齢者 の 要 介 護 リ ス ク 保 有 割 合	元気高齢者	12.0	11.0	13.1	11.6
	一次予防事業対象者	62.4	55.4	70.0	59.4
	二次予防事業対象者	23.5	30.2	15.8	27.3
	閉じこもりリスク	9.3	10.8	8.0	9.9
	転倒リスク	30.0	32.8	28.1	30.1
	低栄養リスク	1.0	1.2	0.9	0.8
	口腔機能リスク	16.8	17.6	16.8	15.1
	物忘れリスク	41.6	41.4	40.8	44.0
	認知機能障害	1.8	2.0	1.7	1.7
	手段的自立度低下者	6.7	7.4	5.4	8.8
	知的能動性低下者	31.1	33.6	29.7	30.6
	社会的役割低下者	40.6	41.7	39.0	43.0
	日常生活動作低下者	0.5	0.6	0.3	1.1
	うつリスク	48.6	41.1	57.8	37.2
軽度認定数		390人	140人	187人	63人
軽度 認定 者 の 要 介 護 リ ス ク 保 有 割 合	閉じこもりリスク	33.1	30.0	33.2	39.7
	転倒リスク	73.3	75.0	75.4	63.5
	低栄養リスク	3.9	5.0	2.7	4.8
	口腔機能リスク	39.0	39.3	39.3	38.1
	物忘れリスク	73.6	69.3	74.9	79.4
	認知機能障害	17.2	22.9	13.9	14.3
	手段的自立度低下者	63.6	60.0	62.6	74.6
	知的能動性低下者	70.5	65.7	73.8	71.4
	社会的役割低下者	79.5	72.1	83.4	84.1
	日常生活動作低下者	4.8	5.7	2.1	11.1
	うつリスク	64.9	63.6	67.9	58.7

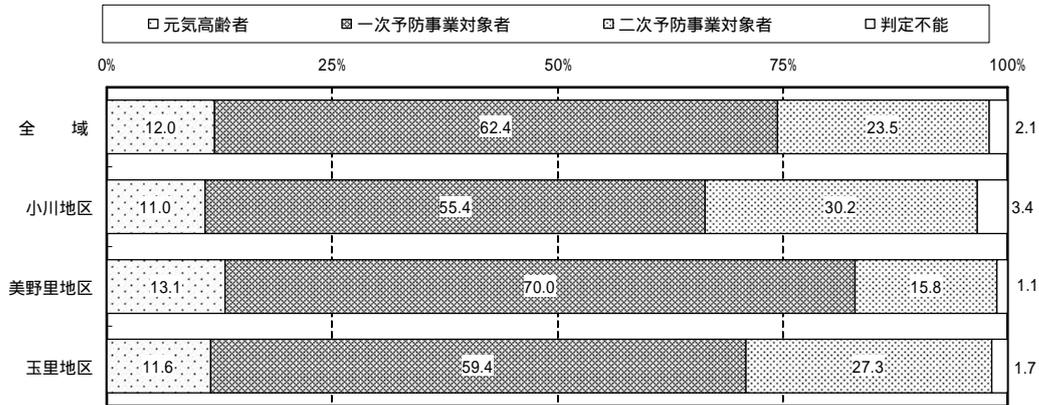
項 目		全域	小川地区	美野里地区	玉里地区
中・重度認定者数		259人	93人	121人	45人
中・ 重度 認定者 の要 介護 リスク 保有 割合	閉じこもりリスク	51.6	47.3	51.1	62.2
	転倒リスク	50.5	37.6	57.0	57.8
	低栄養リスク	8.1	7.5	8.9	6.7
	口腔機能リスク	40.3	37.6	43.0	37.8
	物忘れリスク	79.8	74.2	82.2	84.4
	認知機能障害	52.4	46.2	52.6	64.4
	手段的自立度低下者	82.4	81.7	81.5	86.7
	知的能動性低下者	78.0	79.6	74.8	84.4
	社会的役割低下者	81.3	83.9	77.0	88.9
	日常生活動作低下者	48.3	55.9	37.0	66.7
	うつリスク	46.3	48.4	38.9	64.4

圏域ごとに無回答者や健康自立度の判定ができない人がいるため、合計対象者数は一致しない。

「軽度認定者」は要支援1～要介護2の認定者、「中・重度認定者」は要介護3～5の認定者をそれぞれ指している。

生活機能に関する評価結果

1) 一次予防、二次予防事業対象者



生活機能に関する評価結果を全域で見ると、元気高齢者は12.0%、一次予防対象者が62.4%、二次予防対象者が23.5%となっています。

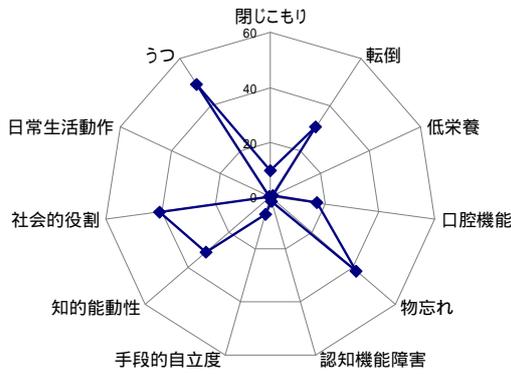
圏域別に比較すると、美野里地区が元気高齢者及び一次予防高齢者の割合が最も多く、小川地区が二次予防対象者の割合が多くなっています。

一次予防対象者：二次予防高齢者になるおそれがある65歳以上の方

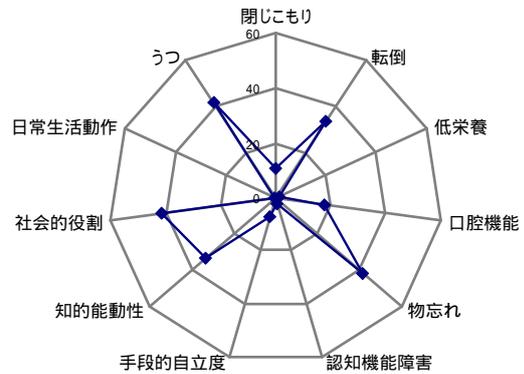
二次予防対象者：要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の方

2) 一般高齢者圏域別要介護リスク者割合

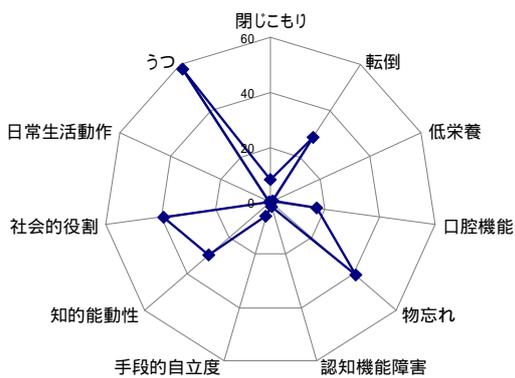
全域



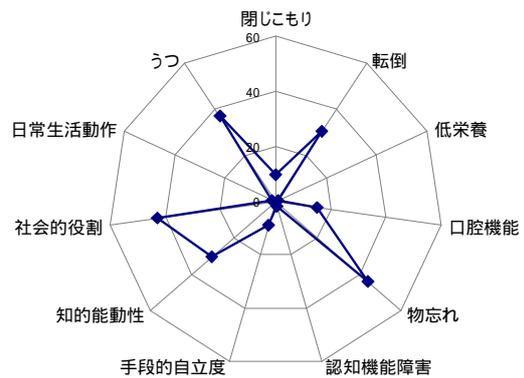
小川地区



美野里地区



玉里地区

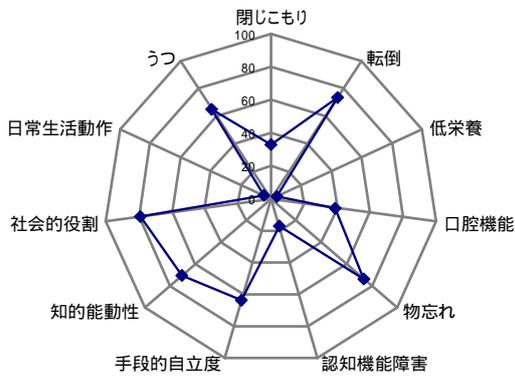


一般高齢者について、要介護状態になるリスク保有者の割合をみると、物忘れリスク保有者が41.6%、生活機能（社会的役割）の低下者が40.6%、うつリスク保有者が48.6%となっています。

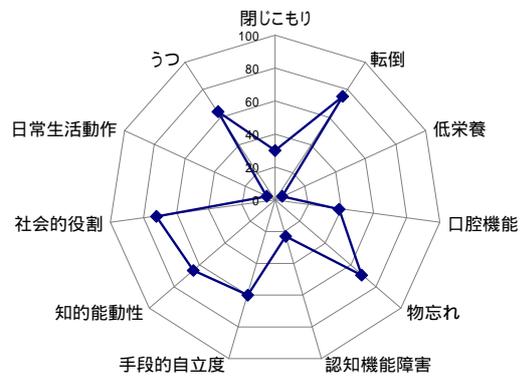
圏域別では、小川地区が全域と比較して、転倒が2.8ポイント、知的能動性が2.5ポイント高く、美野里地区は全域と比較して、うつが9.2ポイント高いことから、それぞれの圏域において全域と比較して特に高い項目の予防が重要と考えられます。

3) 軽度認定者圏域別要介護リスク者割合

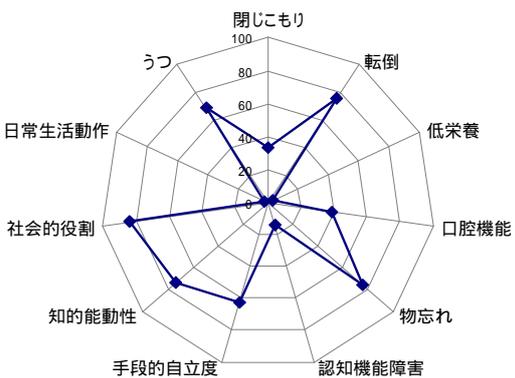
全域



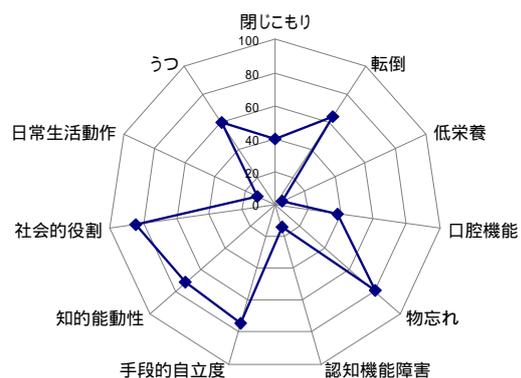
小川地区



美野里地区



玉里地区

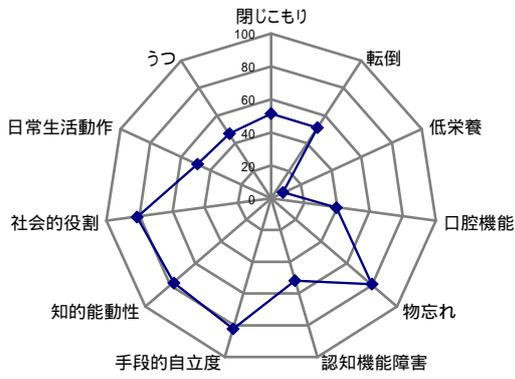


要介護リスク者の軽度認定者に占める割合をみると、転倒、物忘れ、知的能動性、社会的役割の低下者がいずれも70%以上となっています。

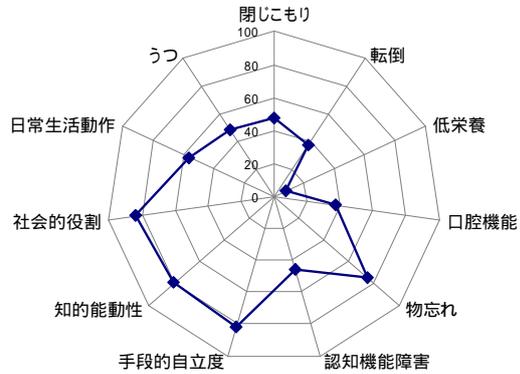
圏域別では、小川地区が全域と比較して、知的認知機能が5.7ポイント、美野里地区は全域と比較して、知的能動性、うつが3ポイント以上高く、玉里地区は全域と比較して、認知機能障害が11.0ポイント、閉じこもり、物忘れ、日常生活動作が5ポイント以上高くなっており、それぞれの圏域において全域と比較して特に高い項目の予防が重要と考えられます。

4) 中・重度認定者圏域別要介護リスク者割合

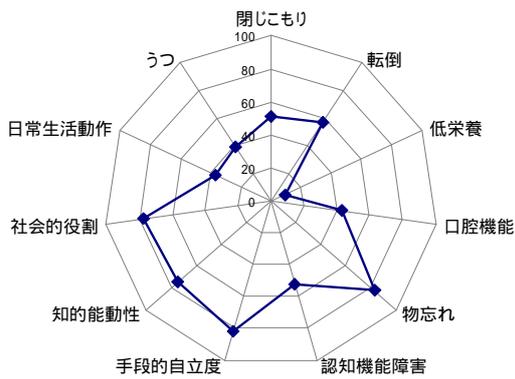
全域



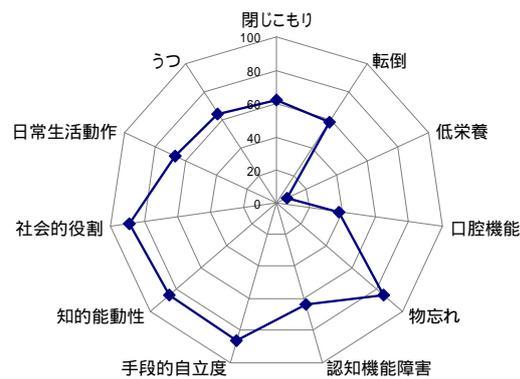
小川地区



美野里地区



玉里地区

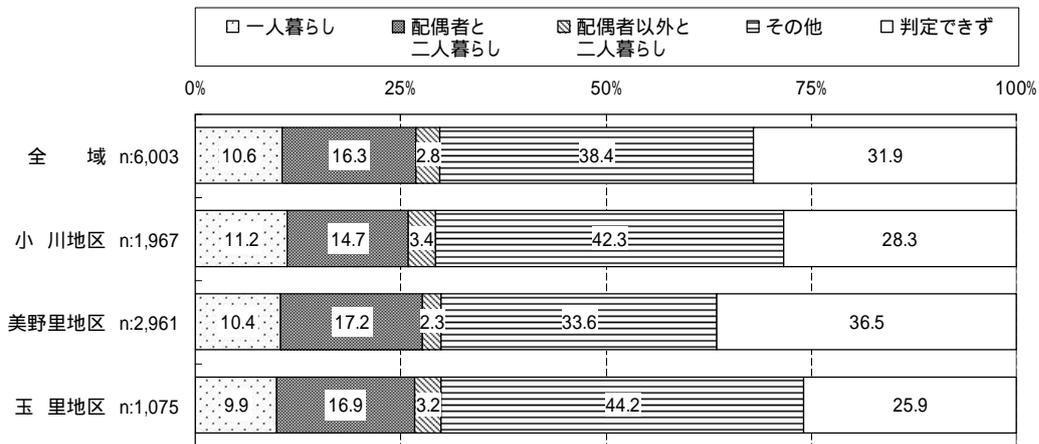


介護リスク者の中・重度認定者に占める割合をみると、物忘れ、手段的自立度、知的能動性、社会的役割の低下者が高くなっています。

圏域別では、玉里地区が全域と比較して、高い項目が多くなっています。

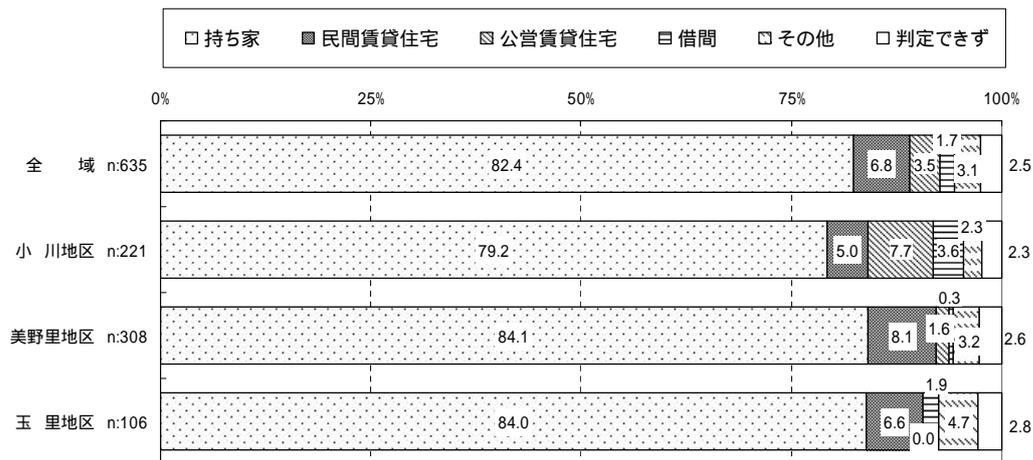
その他の調査結果から

1) 家族構成



家族構成を全域で見ると、「一人暮らし」が10.6%、「配偶者と二人暮らし」が16.3%となっています。このような一人暮らし及び配偶者と二人暮らしの世帯に対しては見守りが必要と考えられます。

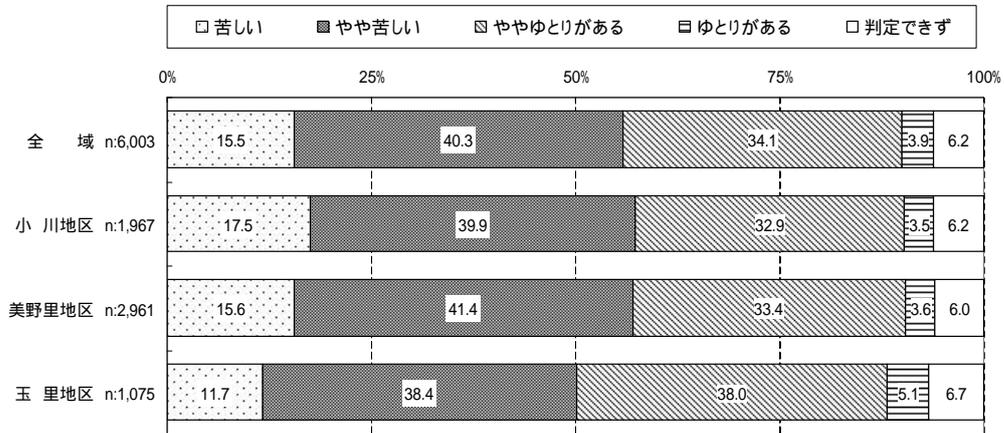
2) 住居の種類



住居の種類では、圧倒的に持ち家が多く、全域で見ると82.4%となっています。

持ち家に住んでいる方は、介護が必要となった場合には、室内の改修等が比較的容易に行えると言えます。

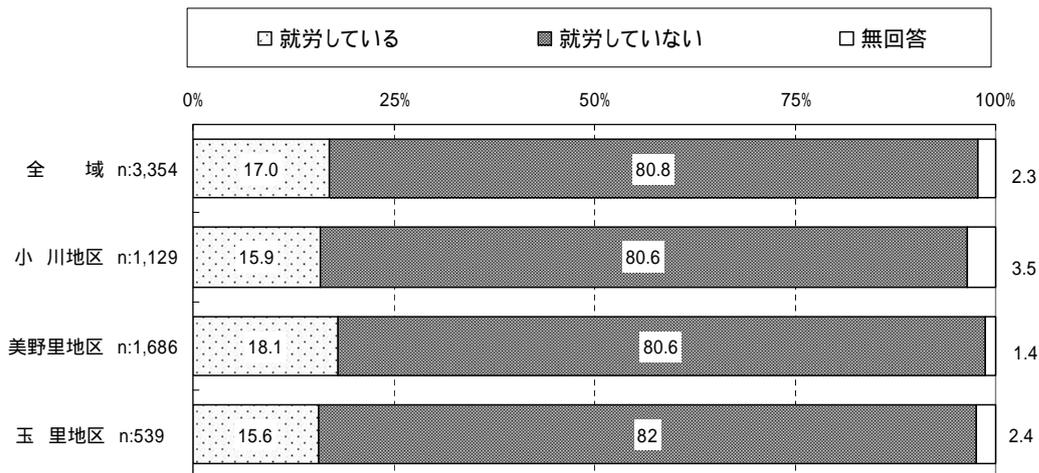
3) 現在の暮らしの経済的状况



現在の暮らしの状況では、「やや苦しい」が40.3%と最も多く、「ややゆとりがある」が34.1%で続いています。

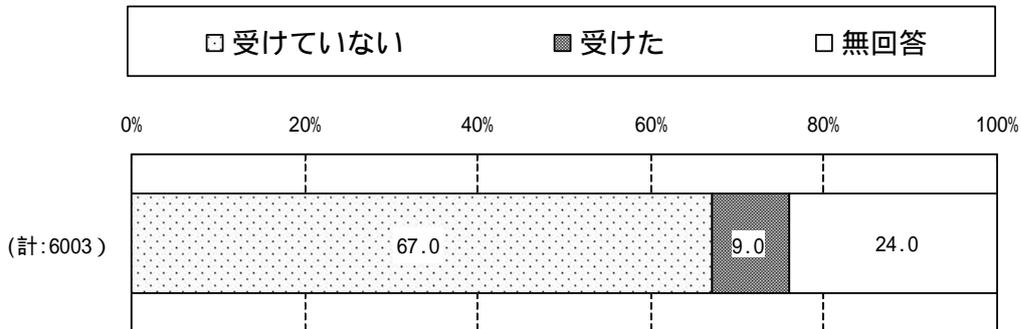
「苦しい」と「やや苦しい」を合計すると55.8%となっています。

4) 就労の状況



就労の状況では、「就労している」が17.0%、「就労していない」が80.8%となっています。

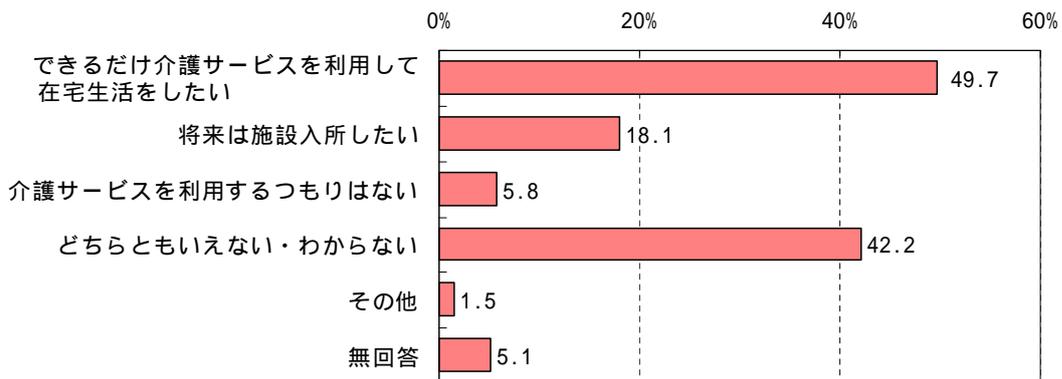
5) 要支援・要介護認定の状況



要介護認定の状況では、「受けていない」が67.0%、「受けた」が9.0%となっています。

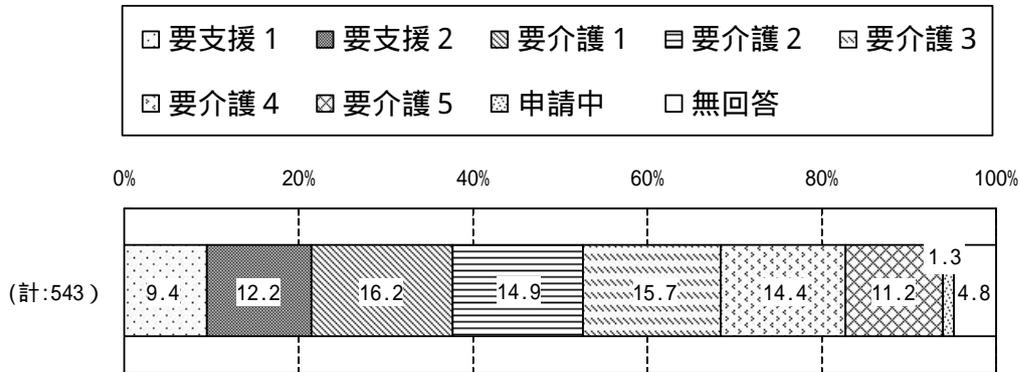
6) 介護が必要な状態になったときの希望【要介護認定を受けていないと回答した方のみ】

(計:4,020)



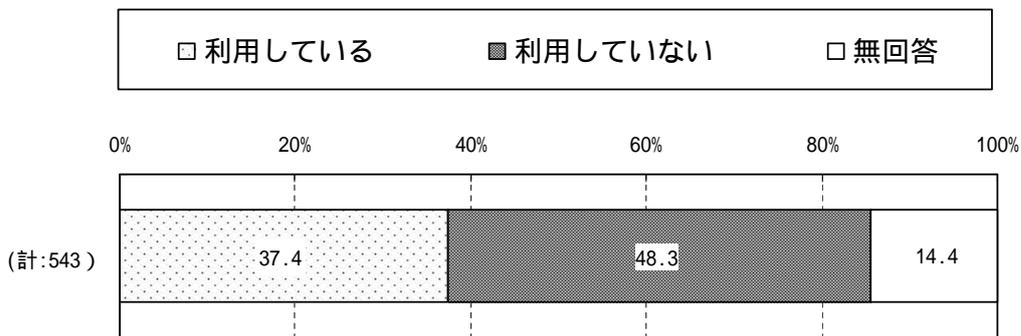
要支援・要介護認定を受けていない方が、介護が必要になった時の希望では「できるだけ介護サービスを利用して在宅生活をしたい」が最も多く、一層の在宅サービスの充実が必要と考えられます。

7) 認定者の介護度【要介護認定を受けたと回答した方のみ】



介護認定者の介護度の状況では、「要介護1」、「要介護3」が他の介護度と比較してやや多くなっています。

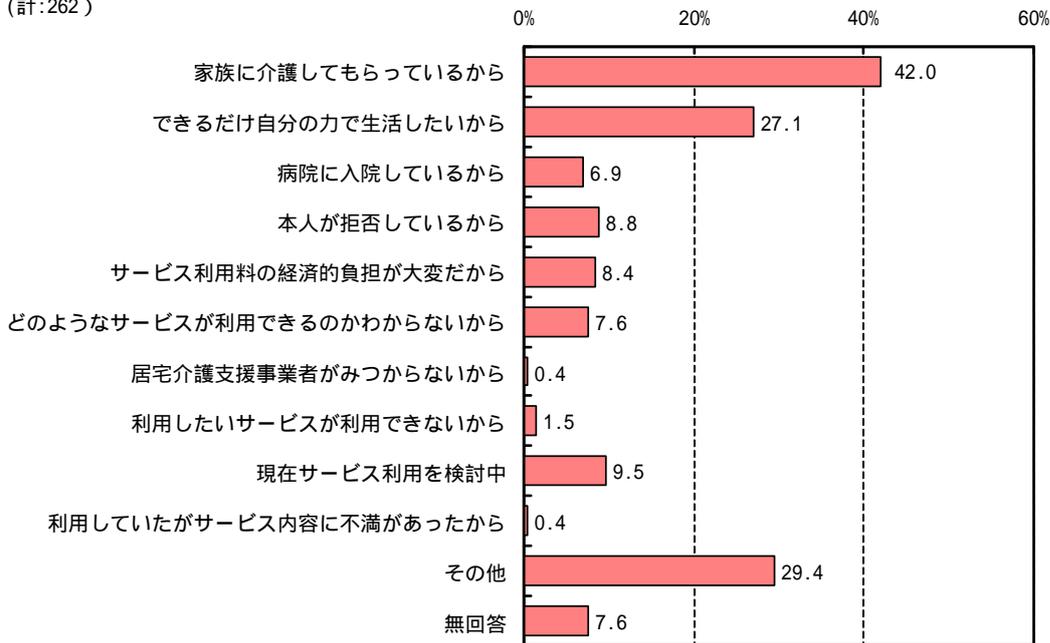
8) 居宅介護サービスの利用状況【要介護認定を受けたと回答した方のみ】



居宅サービスの利用状況では、「利用している」が37.4%、「利用していない」が48.3%で、「利用していない」が多い結果となっています。

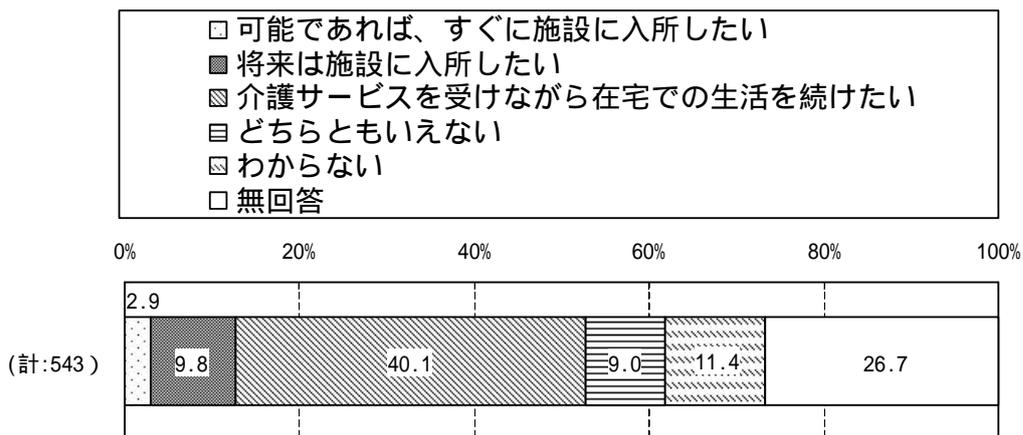
9) 介護サービスを利用していない理由【居宅介護サービスを利用していないと回答した方のみ】

(計:262)



居宅介護サービスを利用していない理由では、「家族に介護してもらっているから」が42.0%と最も多く、次いで「できるだけ自分の力で生活したいから」(27.1%)、「現在サービス利用を検討中」(9.5%)と続いています。

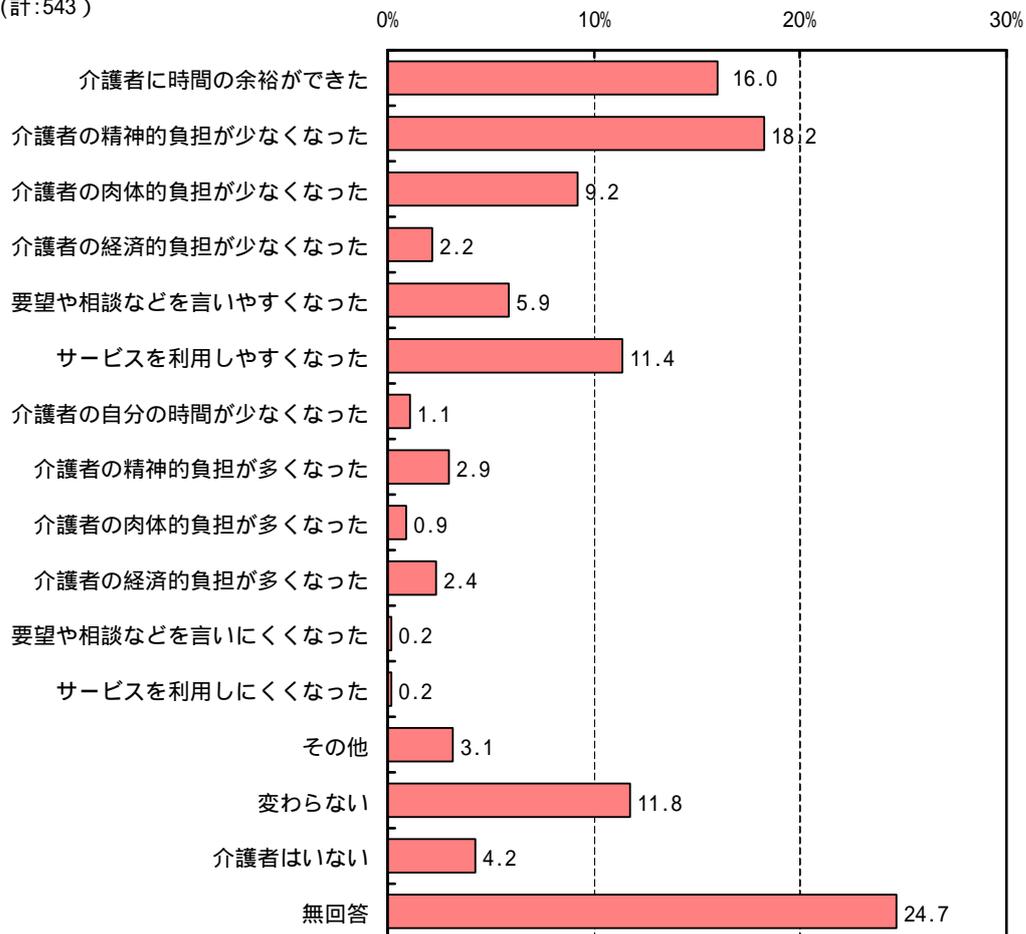
10) 今後の生活について、どのようにしたいと思いますか【要介護認定を受けたと回答した方のみ】



今後の生活についての意向では、「介護サービスを受けながら在宅での生活を続けたい」が40.1%と最も多く、要支援・要介護認定を受けていない方の回答と同様の結果となっています。

11) 介護認定を受けたことにより、介護する方の状態【要介護認定を受けたと回答した方のみ】

(計:543)



介護認定を受けたことによる介護者の変化では、「介護者の精神的負担が少なくなった」が18.2%と最も多く、次いで「介護者に時間の余裕ができた」(16.0%)、「サービスを利用しやすくなった」(11.4%)、「介護者の肉体的負担が少なくなった」(9.2%)と続き、良い変化が上位を占めています。

4 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

各年10月における要支援・要介護認定者数(第1号被保険者数)は、平成21年は1,415人、平成22年は1,448人、平成23年は1,517人(7月)で、1年間に約50人の増加となっています。

要介護(要支援)認定者数の実績

(単位:人)

区分	平成21年度		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	75	112	94
要支援2	156	126	130
要支援計	231	238	224
要介護1	287	279	317
要介護2	224	261	283
要介護3	258	238	244
要介護4	247	228	233
要介護5	168	204	216
要介護計	1,184	1,210	1,293
合計	1,415	1,448	1,517
高齢者数	11,321	11,468	11,510
認定率 高齢者に占める要支援・ 要介護者の割合	12.5%	12.6%	13.2%

平成21年度、22年度は、10月1日現在の第1号被保険者数の実績、平成23年度は7月実績。

5 高齢者福祉及び介護保険事業の課題

(1) 高齢者福祉の課題

高齢者の健康と医療

すべての市民が自分らしく生きていくことができるよう、若い時期から健康的な生活習慣を身につけていくことが重要となります。

これまで、壮年期からの生活習慣病予防に向けた取組や国が策定した「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」に基づき、市民の健康啓発やウォーキングなどの健康増進を図る取組などを行ってきました。

「老人保健法」に基づく保健事業では、40歳以上の人を対象に実施してきましたが、介護保険制度改革、医療制度改革に伴い、平成18年度からは、主に40歳から64歳を対象とした生活習慣病予防に重点を置いた事業と65歳以上を対象とした介護予防に重点を置いた事業を展開してきました。

健康づくりの観点から、その基本である「健康は自らが守る」という意識の向上を地域全体へ普及していくとともに、マンパワーの向上と活用を図り、市民の健康づくりをサポートしていくことが重要です。生活習慣病や心の健康問題など、疾病の多様化が進んでいることから、市民が生活習慣を見直し、効果的に疾病予防ができるよう、情報提供を行うなど健康管理を実践するための支援が求められています。

なお、平成20年度からは、法改正により「高齢者の医療の確保に関する法律」と「健康増進法」に基づく事業を実施していくことになりました。その中で、医療保険者には、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査(特定健康診査)と保健指導(特定保健指導)を実施することが義務付けられ、また、75歳以上の人などを被保険者とする後期高齢者医療についても、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めることとされています。

市は、医療保険者として国民健康保険被保険者に対する事業の実施・普及の他、社会保険など他の医療保険者と連携し、健康診査をはじめとする各種事業を展開していくことが求められています。

また、医療が必要になった時に、適切な医療につなげられるような支援体制の整備とともに、かかりつけ医との連携強化や休日急患診療の情報提供など医療体制の整備についても引き続き推進していきます。

高齢者の生きがい

日常生活を住み慣れた地域で、健康で生きがいをもち豊かに暮らすには、若いときから食生活や運動などで健康的な生活習慣を身につけるとともに、趣味や社会活動を行うことが重要となります。

一方、居住する地域が介護予防や生きがいづくり活動の拠点となることが多いため、地域全体で介護予防活動や生きがいづくりのできる環境整備なども課題となります。

高齢者にとって介護が必要な状態となっても、人としての尊厳が守られ、生きがいをもち自立した生活が続けられる社会の構築を推進し、高齢者の大半を占める“元気高齢者”が社会を支える一員として積極的に社会参加しやすい体制づくりを目指します。

高齢者にやさしいまちづくり

虚弱な高齢者や要介護状態にある高齢者にとって配慮が行き届いたやさしいまちづくりは、外出のしやすさを確保し、社会参加を促進する上でも大切な役割をもっています。

身近な生活道路、商店街をはじめとする足元道路等について、歩道の整備や段差解消、カーブミラー、ガードレールの設置など交通安全施設の整備を促進するとともに、高齢者を含めた市民の交通事故防止運動を継続して行い、外出しやすい、人にやさしい道路交通の環境整備に努めます。

また、公共施設についてもスロープや手すりの設置などにより、バリアフリー化を推奨し、すべての人にとって利用しやすい環境整備を図っていきます。

一方、住まいに係るバリアフリー化も虚弱な高齢者や要介護状態にある高齢者にとっては重要です。住まいの改修にあたっての相談体制の整備や支援制度の普及に努めます。

(2) 介護保険事業の課題

介護保険サービスの基盤整備

介護保険制度導入以降、特別養護老人ホームへの入所申込者は増加する傾向にあります。こうした中で国の示す施設整備の目標値や県の整備構想などとの整合を図りつつ、特別養護老人ホームの施設整備を推進するとともに、特別養護老人ホーム以外の施設において、必要とする介護サービスが提供できるように多様なサービス基盤を確保することが必要です。

また、医療制度改革に伴う入院日数の短縮などによって、在宅ケアの重要性はますます高まっています。

こうしたことから、高齢者が介護を必要とするようになってもできる限り住みなれた地域で生活が継続できるようにするため、多様なサービス基盤の整備を推進します。

自立支援

すべての高齢者が心身ともに健康で自分らしい自立した生活を継続できるよう、健康づくりや介護予防事業の充実に努めるとともに、たとえ健康がそこなわれた場合でも、その状態の改善を図り、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、地域全体で高齢者自身の自立を支援するため、身近に利用できる多様なサービスや拠点の整備を図り、健康で自立した生活を継続できる支援体制の整備を進めます。

第3章 日常生活圏域

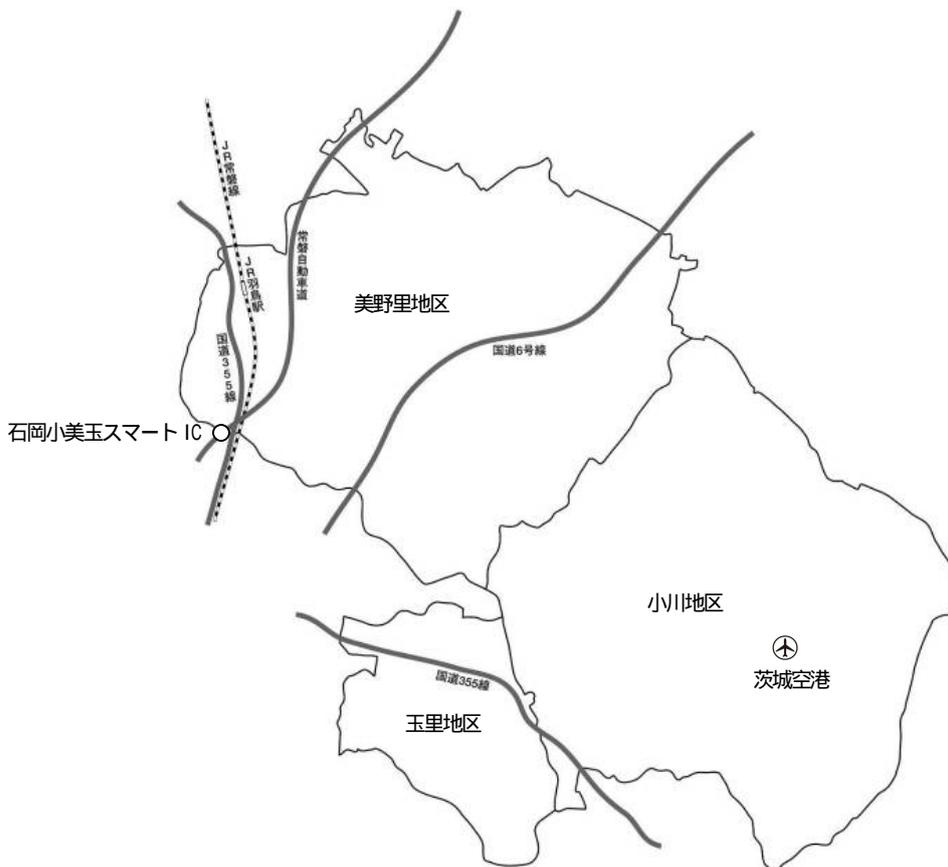
1 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の概要

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況など社会的条件を勘案して決定します。そして圏域ごとに、地域における総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアマネジメントの支援を担う中核機関である「地域包括支援センター」を設置しています。

(2) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、小川地区、美野里地区、玉里地区の3つの日常生活圏域としています。



(3) 地区ごとの概況

【面積、人口等】

	小川地区	美野里地区	玉里地区
面積(ha)	6,298	6,190	1,533
総人口(人)	18,725	25,712	8,388
高齢者人口(人)	3,901	5,423	1,931
高齢化率(%)	21	21	23
独居高齢者世帯数(世帯)	678	787	412
高齢者世帯数(世帯)	8,145	11,097	3,992

資料:

【介護サービスの基盤整備状況】

(単位:か所)

	小川地区	美野里地区	玉里地区
保健センター	小川保健相談センター	四季健康館	玉里保健福祉センター
地域包括支援センター	サブセンター1箇所	委託1ヶ所	直営1ヶ所
社会福祉協議会	支所	支所	本所
介護予防施設(集会所・公民館等)	1	0	0
認知症対応型共同生活介護	2	2	2
認知症対応型通所介護	0	0	1
小規模多機能型居宅介護施設	1	1	1
小規模特別養護老人ホーム	0	0	1
居宅介護支援事業所	3	4	3
介護(予防)訪問介護事業所	2	3	0
介護(予防)通所介護事業所	4	5	1
介護(予防)通所リハビリ	0	2	1
介護(予防)短期宿泊事業所	2	4	1
特別養護老人ホーム	1	3	1
介護老人保健施設	0	1(1)	1
介護療養型医療施設	1	1	0

第4章 計画策定の考え方

1 基本理念

高齢者の多くは住み慣れた家庭や地域の中での暮らしを続けることを願っています。そのため、高齢者一人ひとりが、日頃から健康に留意し、生きがいを持ち、介護予防に努めることが大切です。しかし、だれもが加齢とともに要介護状態になる可能性があります。そのような場合でも身近な場所で適切な福祉サービスや介護サービスを利用して生活できる環境が必要です。

また、行政をはじめとして、保健・福祉・医療・介護の機関が密接に連携し、地域で支える地域ぐるみのまちづくりが必要です。

以上の考えを基に

好きだから このまちですっと 過ごすために
- 新たな福祉社会づくりをめざして -

を基本理念に掲げます。

また重点施策は、国の指針を踏まえ以下の4項目とします。

重点施策

- 介護予防と健康づくり
- 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり
- 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり
- 互いに助け合い、支え合う地域社会づくり

2 計画の基本目標

- 基本方針1 介護予防の推進** (重点施策 介護予防と健康づくりに対応)
(重点施策 認知症の人と家族を地域で支える環境づくりに対応)

健康な高齢者・日常生活を支障なく過ごすことのできる高齢者に対し、要介護状態にならないための介護予防や健康づくりを支援します。また、虚弱高齢者や要支援・要介護高齢者になったときにも、その状態の改善や悪化防止を支援し、できる限り介護を必要とせず、いつまでも自分らしく、安心して住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括ケアの実現を目指して、地域での介護予防・健康づくり活動を展開します。

基本方針2 必要に応じた支援・サービス提供体制の充実

介護や支援を必要とする人が、それぞれの心身の状況に応じて、自由な意思と選択に基づき、いつでも、どこでも、保健・医療・福祉にわたり良質なサービスを総合的に、かつ連続的に利用できるサービス基盤を確立し、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みを構築します。

基本方針3 社会参加と生きがいのづくりの支援

高齢者の社会活動の場や参加の機会の提供を増やすことに努めるとともに、他の世代との交流や自ら培ってきた知識や経験等を積極的に活かす場の提供を図り、活力ある地域社会づくりを図ります。

基本方針4 尊厳ある暮らしの支援

介護や支援を必要とする人、また介護をする人の誰もが、個性ある人間として尊重され、自由に健康的で安全な生活を営むことができる地域社会の実現をめざします。

基本方針5 ふれあい・ささえあいネットワークの推進

- (重点施策 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりに対応)
(重点施策 互いに助け合い、支え合う地域社会づくりに対応)

身近な地域でたがいに見守り、支えあう地域包括ケアの充実を図り、相互の助け合いと人間的なふれあいを大切にしながら、地域における様々な人材や福祉資源と連携し、安心、安全な暮らしを実感できる、高齢者を支える地域社会の実現をめざします。

3 計画の体系

第5章 高齢者福祉計画

1 高齢者福祉計画の体系

施策	事業項目	
高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1) 在宅福祉サービスの充実	軽度生活援助事業 さわやか出前理美容サービス事業 高齢者日常生活用具給付事業 ひとり暮らし高齢者「愛の定期便事業」 緊急通報システム装置の設置事業 外出支援サービス事業 地域ケアシステム推進事業 配食サービス事業 在宅福祉サービスセンター事業 ひとり暮らし老人等ふれあい給食サービス事業 徘徊高齢者家族支援サービス事業 移送サービス事業 生活管理指導短期宿泊事業
	(2) 施設サービスの充実	養護老人ホーム ケアハウス(軽費老人ホーム) 有料老人ホーム 老人福祉センター
	(3) ボランティア人材・団体の育成・支援と福祉意識の醸成	福祉員制度の充実 地域介護予防活動支援事業・ボランティア等の育成・支援 福祉教育の実施
	(4) 安心・安全のまちづくりの推進	防犯・防災・緊急時対策の推進 バリアフリーのまちづくり 身近な相談の場の充実
高齢者の社会参加といきがいづくり	(1) 社会参加の促進	社会参加の推進 高齢者のボランティア活動等への支援
	(2) 生涯学習活動の推進	
	(3) 敬老会事業の推進	集落敬老会事業の推進及び補助
	(4) スポーツ活動等の推進	
	(5) 高齢者の就業支援	シルバー人材センター 高齢者の知識・技術の活用
	(6) 活動拠点の整備	
	(7) 老人クラブ活動の補助及び活動支援	

2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 在宅福祉サービスの充実

軽度生活援助事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、除草や剪定、家屋の軽微な修繕及び軽度な家事援助を、石岡地方広域シルバー人材センターに委託して有償で実施します。また、要介護認定者に対しても、介護保険サービスにないサービスについては必要に応じて行います。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	95	220	125	100	228	128	108	240	132
延べサービス提供量 (時間)	4,746	2,531	,215	4,986	3051	1,935	5,370	3200	2,170

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	240	240	240
延べサービス提供量(時間)	3200	3200	3200

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

さわやか出前理美容サービス事業

病気やケガ等の理由により自力で理美容所に行くことができない概ね65歳以上の高齢者に対して、理美容業者の協力を得て自宅を訪問して理美容サービスを行います。今後も、サービス利用の促進に向け周知に努めます。

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数（人）	22	15	7	24	10	14	27	12	15
延べサービス提供量（回）	83	50	33	85	33	52	88	35	53

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
実利用者数（人）	10	10	10
延べサービス提供数（回）	35	35	35

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯等の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

高齢者日常生活用具給付事業

65歳以上のひとり暮らし・寝たきり高齢者等に対して、電磁調理器・消火器等の給付または貸与を行い、高齢者の日常生活の便宜を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	30	15	15	30	4	26	30	2	28
延べサービス提供量(回)	30	15	15	30	4	26	30	2	28

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	5	5	5
延べサービス提供数(回)	5	5	5

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に乳製品を配布し、安否の確認と健康の保持および孤独感の解消を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	217	224	7	220	247	27	225	230	5
延べ配布本数(本)	70,383	69,301	1,082	71,478	68,399	3,079	73,303	69,500	3,803

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数	人	230	235	240
延べ配布本数	本	69,500	70,500	72,000

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

緊急通報システム装置の設置事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して緊急通報装置等の整備をし、急病や災害時の緊急時に消防署への通報体制を整え、高齢者の方の不安を取り除き在宅生活の支えとします。

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	231	218	13	235	250	15	240	240	0

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数 (人)	245	250	255

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

外出支援サービス事業

車の運転のできない70歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の方等に、医療機関や福祉施設に行く際のタクシー初乗り料金の助成券を年間24枚交付します。

< サービス提供計画/実績 >

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	315	321	6	318	307	11	320	310	10
延べサービス提供量(枚)	3,764	3,479	285	3,836	3,558	278	3,884	3,700	184

平成23年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数(人)	320	330	340
延べサービス提供量(枚)	3,800	3,950	4,100

サービス見込量及び確保のための方策

今後要介護者の高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

地域ケアシステム推進事業

在宅の高齢者や心身に障がいのある方々が、家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられる制度です。地域ケアコーディネーターが中心となって進められ、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを組み立てて提供します。なお、地域包括支援センターの総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業との連携も十分に図りながら、地域包括ケアの実現に向けて事業を進めます。

【 地域ケアシステムの事業内容 】

<p>「地域ケアコーディネーター」の配置</p>	<p>地域ケアコーディネーターは、地域の実情と関係諸制度を理解している者の中から選任され、地域への啓発活動や関係機関との連絡調整、サービスを必要とする対象者やニーズの把握、サービス調整会議への諮問、在宅ケアチームの編成などの業務にあたります。</p>
<p>「サービス調整会議」の開催</p>	<p>対象者一人ひとりの状態に合わせて、最も望ましい保健・医療・福祉サービスを提供するため、専門医を含む各分野の実務者から会議員を選出し、会議員による「サービス調整会議」を開催し、対象者に対する処遇方針（サービスプログラム）を策定するとともに、処遇の経過を点検します。</p>
<p>「在宅ケアチーム」の活動</p>	<p>ア 地域の実態把握 「地域ケアコーディネーター」を中心として、対象者等の状況とサービス供給側の人的資源、機関、施設等の状況を把握するとともに、保健・医療・福祉関連団体・機関等の協力を得て、対象者の実態やニーズを把握します。</p> <p>イ 「在宅ケアチーム」の組織化及びサービスの提供 「地域ケアコーディネーター」は、サービス調整会議等の結果に基づき、「在宅ケアチーム会議」を開催し、援護を必要とする一人ひとりの対象者ごとに、保健師やホームヘルパー、民生委員、かかりつけの医師等の直接的なサービス担当者が在宅ケアチームを組み、役割分担と相互連絡を図ることによって、的確で効率的なサービスを提供します。</p> <p>ウ 「キーパーソン」の設置 在宅ケアチームの構成員の中から当該在宅ケアチームのまとめ役となる「キーパーソン」を選出し、「キーパーソン」は対象者や家族のニーズの変化に対応した適切なサービスが図れるよう常に把握し、変化が生じた場合は「地域ケアコーディネーター」等に連絡、調整します。</p>

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	実績	実績	実績
実利用者数 (人)	86	84	80
会議等の開催数 (回)	12	12	20

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数 (人)	80	80	80
会議等の開催数 (回)	12	12	12

配食サービス事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で疾病等の理由により調理が困難な方へ栄養バランスのとれた食事 (昼食又は夕食) を宅配します。

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	実績	実績	実績
実利用者数 (人)	-	46	50
延べサービス提供量 (食)	-	3,389	4500

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数 (人)	50	60	70
延べサービス提供量 (食)	4,500	5,500	6,500

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業や介護 (予防) サービス等との連携を図り事業を推進していきます。

在宅福祉サービスセンター事業

概ね65歳以上の高齢者や障がい者へ、適切な家事・介護等の援助を非営利的に行う福祉を提供し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、家事や介護の必要がある方に有償のボランティア（協力会員）を派遣します。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実績	実績	実績
実利用者数（人）	157	162	150
延べ利用件数（件）	2,181	1,769	1,700

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数（人）	150	150	150
延べ利用件数（件）	1,700	1,700	1,700

サービス見込量及び確保のための方策

今後要介護者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

ひとり暮らし高齢者等ふれあい給食サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らしの方へ、生活圏域毎に会食を主とし、引きこもりや孤独感の解消を目的とし、又は配食のサービスを提供し介護予防と仲間づくりを推進し、生きがいづくりの支援を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実績	実績	実績
延べ利用者数（人）	1,707	1,433	1,400
実施回数（回/年）	36	36	36

平成23年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用者数（人）	1,400	1,400	1,400
実施回数（回/年）	36	36	36

サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

概ね65歳以上の徘徊高齢者を介護している家族で、かつ、保護することができる方へ、徘徊高齢者を保護するための位置情報端末機（GPS）を貸与します。

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数（人）								1	
延べ利用件数（件）								1	

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数（人）	1	1	3
延べ利用件数（件）	1	3	10

サービス見込量及び確保のための方策

今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

移送サービス事業

要介護者、要支援者、障がい者等の移動制約者に対して社会福祉協議会やNPO法人等が福祉有償運送サービスを実施するに当たり、福祉車両だけでなく一般的なセダン型車両も利用できるようになり、福祉有償運送の円滑な実施を支援します。

生活管理指導短期宿泊事業

介護保険制度の要介護認定において対象外となる高齢者のうち、基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導や支援を行い、基本的な生活習慣の確率が図られるよう援助します。

<サービス提供計画/実績>

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	1	0	1	1	0	1	1	1	0

平成 23 年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	1	1	1

サービス見込量及び確保のための方策

地域包括支援センターや民生委員等の連携をしながら、サービスが必要な高齢者を把握し、事業の推進に努めます。

(2) 施設サービスの充実

養護老人ホーム

家庭状況、住宅などの事情により、自宅での生活が困難な低所得の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援を行うための施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

60歳以上で、身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、軽費老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

有料老人ホーム

高齢者の方々が安心して快適な生活を送ることが出来るように、概ね60歳以上で、共同生活が可能な方が入所できる施設です。なお当市にある有料老人ホームは、介護付です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、有料老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

老人福祉センター

地域の高齢者のために、生活・健康相談、レクリエーション活動等の便宜を供する施設です。今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、引き続き老人福祉センターの事業者等との連携を図ってまいります。

老人福祉センター「みのり荘」

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	10,800	10,925	125	11,000	10,102	898	11,200	12,000	800

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用者数 (人)	11,000	11,000	11,000

小美玉温泉「ことぶき」

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	30,100	29,173	927	30,200	28,328	1,872	30,500	13,500 改修中	17,000

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
延べ利用者数	人	34,000	34,500	35,000

霞台厚生施設組合高齢者福祉センター「白雲荘」

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	27,900	22,296	5,604	28,000	20,131	7,869	28,200	21,400	6,800

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用者数 (人)	21,400	21,400	21,400

(3) ボランティア人材・団体の育成・支援と福祉意識の醸成

福祉員制度の充実

福祉員は社会福祉協議会の選任を受け、民生委員や社会福祉協議会との連携を図りながら、

住民の中で孤立する方がいないよう、見守りや目配り、気配りをする事
 遠慮から社協まで届いてこない小さな声を拾って繋げる事
 福祉サービスの存在を知らなくて利用できない方がないよう口コミの啓発に努める事
 住民からの相談やサービス提供の必要がある方がいた場合、すぐに民生委員か社協へ連絡することなど

を役割としています。

安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくために福祉員制度の充実に努めます。

地域介護予防活動支援事業の推進・ボランティア等の育成・支援

高齢者が安心して生活していくためには、公的サービスだけでなく民間団体やボランティア等によるきめ細かなサービス提供体制の整備が重要です。そこで、ボランティア連絡協議会等を中心に、各種研修を通して必要な知識・技術の習得や情報交換を行い、ボランティアの拡大や人材の育成に努めます。

また、住民や福祉推進団体との連携の強化やコミュニティ活動体制の充実を図り、主体的で活力ある活動を推進するとともに、地域の代表者と連携しながらコミュニティ活動の中心となる、リーダーやボランティアの育成・確保に努めます。

地域介護ヘルパー養成研修会の開催

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
開催回数(回)	2	2	0	2	2	0	2	2	0
養成者数(人)	60	58	2	60	63	3	60	67	7
延べ参加者数(人)	410	468	2	528	531	3	588	598	10

平成 23 年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数（回）	2	2	2
養成者数（人）	60	60	60
述べ参加者数（人）	658	718	778

福祉教育の実施

子ども達が高齢者や社会福祉について関心を持ち、自ら考え、より良く行動できる力を養うことを目的に、保育園・幼稚園児と高齢者との交流や、小・中学校の福祉教室の一層の活性化、総合的な学習の時間での取組やボランティア体験学習など、福祉教育の推進を図ります。また、地域住民や地域の子ども会と高齢者との交流機会の拡大を推進し、福祉をテーマとした生涯学習講座の充実を図ります。

(4) 安心・安全のまちづくりの推進

防犯・防災・緊急時対策の推進

地域防犯体制の強化や住民の防犯意識の向上に努め、住民と関係機関が一体となった防犯体制を確立するために、防災に関する広報活動や防災訓練等により、住民の防災意識の普及・啓蒙を図ります。さらに、緊急時の安全確保策として、ソフトとハードの両面からの支援を整備・検討していきます。

また、ボランティア等に対する啓発普及活動や、消防署と連携し救急時に迅速、かつ適切な対応を図るための救急講習や緊急時、特に夜間でも対応可能な近隣協力員の確保など、人的ネットワークの救急体制整備も検討します。

バリアフリーのまちづくり

茨城県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活ができるよう、スロープ・手すりの設置などによる段差の解消や、見やすい案内板の設置・整備など、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進します。

身近な相談の場の充実

健康や生活に不安を持つ高齢者が身近に気軽に相談のできる窓口としての地域包括支援センターの充実を図ります。

また、地域のボランティアや民生委員、医療、保健、福祉等で構成されている地域ケアシステムとの連携を図り、高齢者の持つ様々な相談や問題にあたり、高齢者が安心して生活できるまちづくりを推進します。

3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

(1) 社会参加の促進

社会参加の推進

老人クラブ等の自主的な活動を促進しながら、高齢者がこれまで培ってきた知識、経験、技能を活かして地域社会に積極的に参加し、世代間の交流等、多くの高齢者の参加を得ながら、より充実した社会活動が行えるよう支援していきます。

高齢者のボランティア活動等への支援

高齢社会における地域住民の支えあいを促すため、高齢者自らがボランティア等として積極的に地域社会に係わり、地域の交流を深めていくことができるよう地域住民グループ支援事業を推進します。

(2) 生涯学習活動の推進

高齢者の個性を活かし、多様な活動ができるよう、年齢層や社会経験に応じた各種講座等の場を提供し生涯学習の機会を充実させ、広報紙やホームページ等により情報提供の充実にも努めます。また、グループ・団体等の活動への支援の充実にも努めます。

(3) 敬老会事業の推進

高齢者の長年の社会貢献に対して感謝と敬意を表するとともに、住民自らが地域福祉に対する理解と協力を深め、高齢者の健康と生きがいづくり、社会参加、ふれあいのネットワークづくり等を実施することにより、高齢者が安心して自立した生活ができるように、集落敬老会事業の補助及び推進していきます。

(4) スポーツ活動等の推進

高齢化が進む中で、高齢者がスポーツ活動に楽しく参加し、日常の生活の中でスポーツ活動を継続していくことにより、体力の維持や健康の増進、多世代交流等ができるように、高齢者が取り組みやすいコミュニティスポーツの育成と普及を検討します。また、老人クラブでのスポーツへの取組の促進とスポーツリーダー等の養成に努めます。さらに、体育指導員・スポーツコーチ等の連携の促進と、公共施設等の有効利用に向け、コミュニティスポーツの場として開放できるよう検討していきます。

(5) 高齢者の就業支援

シルバー人材センター

高齢者に適した日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を提供しています。高齢者は、自己の能力を活用することにより、追加的な収入を得るとともに、高齢者自身の自立と福祉の増進が図られます。

高齢者の知識・技術の活用

高齢者職業相談の機会を充実させ、高齢者の持っている様々な知識、経験、技術などを地域で活用でき、生きがいづくりにつながるようにしていきます。

(6) 活動拠点の整備

各地区にある公民館や集落センター等が、認知症予防教室等の介護予防事業や老人クラブ活動等の生きがいづくり事業において活用されています。今後も地域包括ケアの促進や介護予防・健康づくりと生きがいづくりの身近な拠点施設として、住民が主体性を持って各サービスを利用できるよう支援することで既存施設の有効活用に努めます。

(7) 老人クラブ活動の補助及び活動支援

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や交通安全運動、防犯対策、生きがい活動・ニュースポーツ等の取組が行われ、生きがい対策と健康づくり対策等が進められています。今後とも、高齢者がいきいきと暮らせるよう老人クラブへの補助及び活動支援に努めます。

高齢者に合った各種のスポーツ大会、健康づくりを目的とする事業

趣味の講座や集い、各種学習会、技術、知識の伝承等、いきがいづくりを目的とする事業

演芸大会、話し合いの会等、こころのリフレッシュと余暇の活用を目的とする事業

各世代間の交流、ふれあいを助長することを目的とする事業等

第6章 介護保険事業計画

1 介護保険事業計画の体系

施策	事業項目	
介護給付サービス	(1) 居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
	(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(3) 住宅改修	
	(4) 居宅介護支援	
	(5) 介護保険施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
予防給付サービス	(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入所者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
	(2) 地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	(3) 介護予防住宅改修	
	(4) 介護予防支援	
地域支援事業	(1) 介護予防事業	< 二次予防: 健やかシニア事業 > 対象者把握事業 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 介護予防特定高齢者施策評価事業 < 一次予防: いきいきシニア事業 > 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 介護予防一般高齢者施策評価事業

第6章 介護保険事業計画

施策	事業項目	
	(2) 包括的支援事業	地域包括支援センター ・介護予防ケアマネジメント業務 ・在宅生活者の総合相談 ・虐待や権利擁護に関する相談 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
	(3) 任意事業	介護給付等費用適正化事業 家族介護支援事業 ・家族介護継続支援事業 ・家族介護用品支給事業 地域自立生活支援事業
市町村特別給付	(1) 特殊浴室介護事業	

2 介護給付サービス

(1) 居宅サービス

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

< サービス提供実績 >

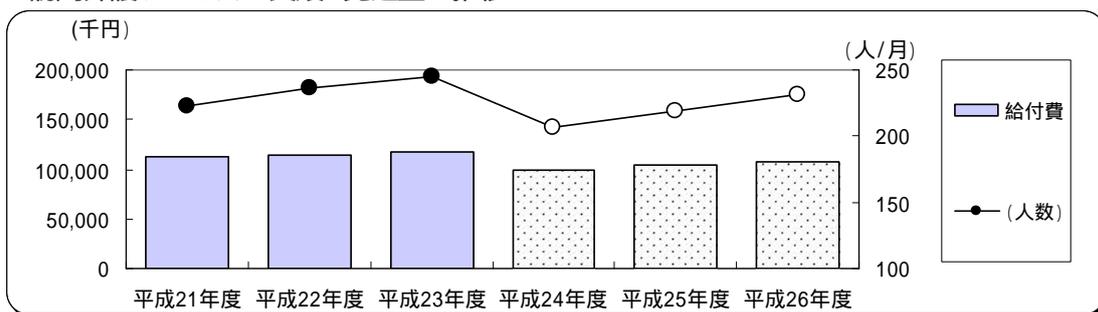
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	111,874	113,942	117,868
サービス利用者数(人/月)	223	236	245

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	99,113	103,435	107,756
サービス利用者数(人/月)	206	219	231

< 訪問介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

高齢者の増加に伴いひとり暮らしや高年者世帯が増加することから、サービスの利用は増加すると見込まれます。

訪問介護事業者への支援を行い、訪問介護員のスキルアップ及び供給量の充足を図っていきます。

訪問入浴介護

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

< サービス提供実績 >

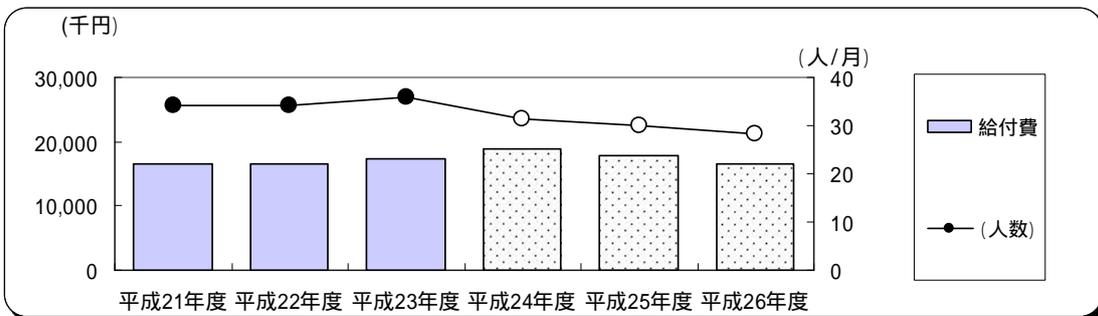
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	16,434	16,557	17,344
サービス利用者数(人/月)	34	34	36

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	18,844	17,736	16,627
サービス利用者数(人/月)	31	30	28

< 訪問入浴介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、供給量の確保を図ります。さらに、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って、在宅生活を支援します。

< サービス提供実績 >

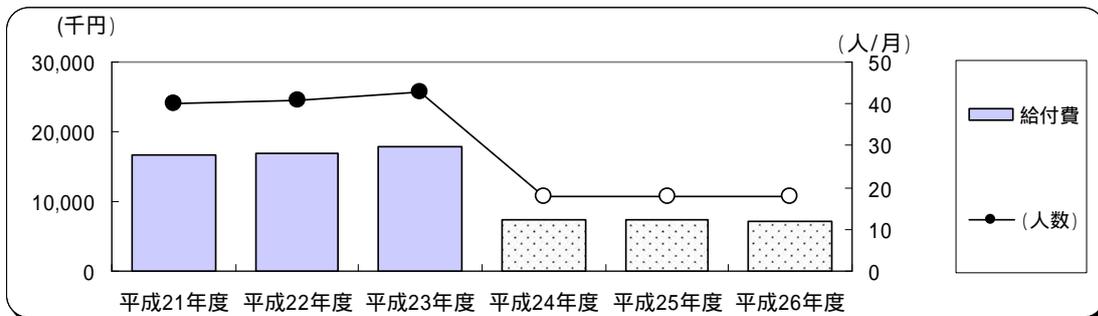
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	16,688	16,896	17,867
サービス利用者数(人/月)	40	41	43

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	7,496	7,356	7,216
サービス利用者数(人/月)	18	18	18

< 訪問看護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

在宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。

訪問リハビリテーション

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するため、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

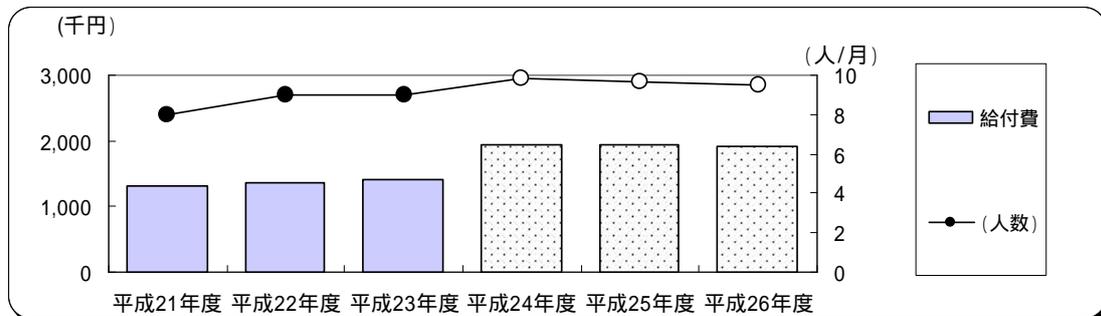
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	1,306	1,369	1,420
サービス利用者数(人/月)	8	9	9

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	1,941	1,933	1,926
サービス利用者数(人/月)	10	10	10

< 訪問リハビリテーションサービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

病院等からの退院後、利用者の療養に合わせ、機能訓練等のリハビリが必要な方へのサービスであることから、医療との連携が必要となってきます。今後もサービス利用の増加が見込まれることから医療機関などと調整を図りながら供給量確保の方策を検討していきます。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師、歯科衛生士などが通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

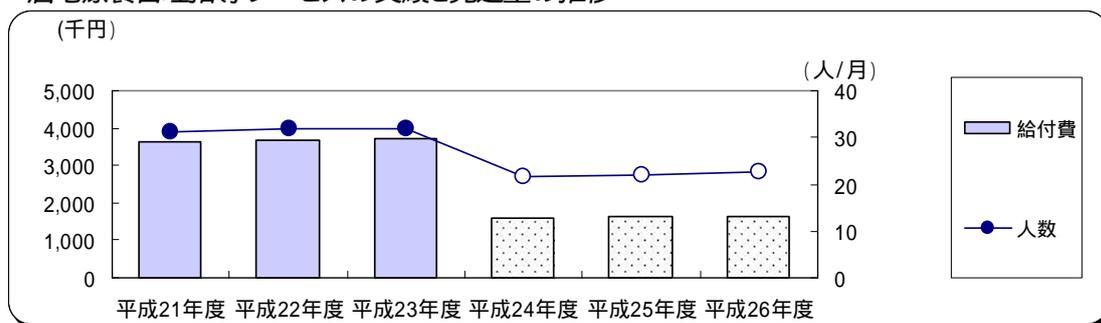
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	3,636	3,665	3,713
サービス利用者数(人/月)	31	32	32

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	1,613	1,626	1,639
サービス利用者数(人/月)	22	22	23

< 居宅療養管理指導サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も在宅生活等の増加に伴いサービス利用の増加が見込まれることから、在宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

通所介護(デイサービス)

在宅の要介護者等が、デイサービスセンター等に通り、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

< サービス提供実績 >

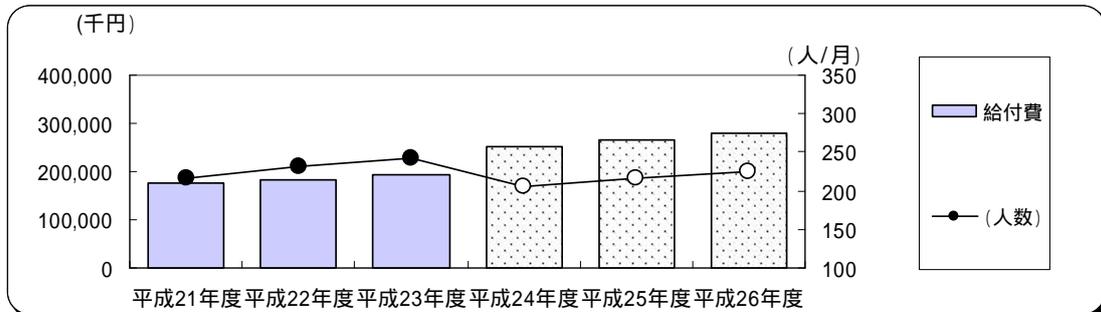
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	176,065	182,949	191,890
サービス利用者数(人/月)	217	231	242

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	253,192	265,886	278,580
サービス利用者数(人/月)	205	216	226

< 通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後は利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

通所リハビリテーション(デイケア)

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

< サービス提供実績 >

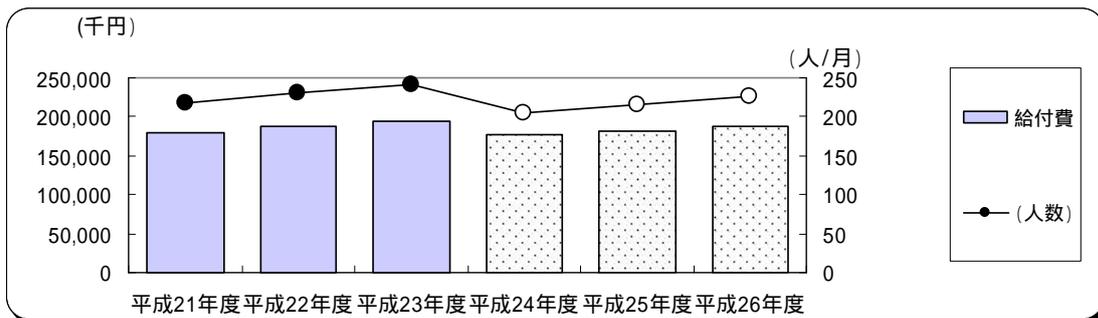
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	180,311	188,189	193,753
サービス利用者数(人/月)	217	231	242

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	176,756	182,414	188,072
サービス利用者数(人/月)	205	216	226

< 通所リハビリテーションサービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も利用の増大が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めていきます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

在宅の要介護者等が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

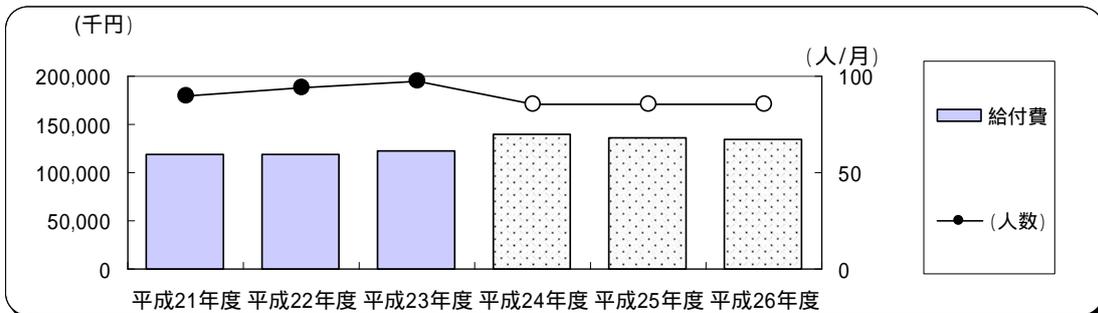
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	118,706	118,959	122,771
サービス利用者数(人/月)	90	94	97

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	138,969	136,387	133,806
サービス利用者数(人/月)	85	85	85

< 短期入所生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、長期間の滞在者に対して、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

短期入所療養介護(老人保健施設等でのショートステイ)

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

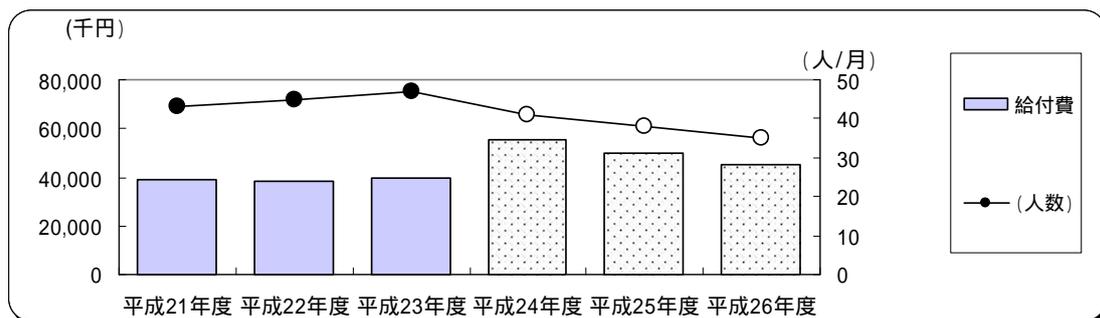
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	38,903	37,976	39,359
サービス利用者数(人/月)	43	45	47

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	55,113	50,205	45,296
サービス利用者数(人/月)	41	38	35

< 短期入所療養介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、短期入所生活介護と同様に長期間の滞在者に対して、短期入所療養介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

特定施設入所者生活介護

要介護者等が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができます。

< サービス提供実績 >

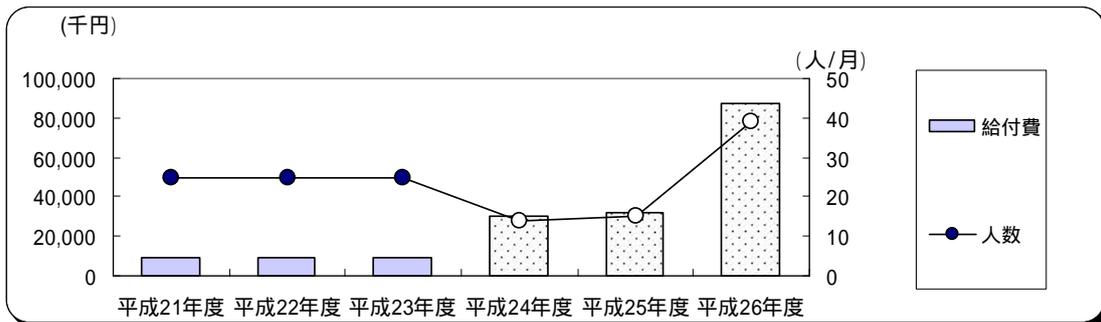
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	8,952	8,952	8,952
サービス利用者数(人/月)	25	25	25

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	29,848	31,953	87,013
サービス利用者数(人/月)	14	15	39

< 特定施設入所者生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努めていきます。

福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能訓練を目的にした福祉用具（車いすやベッド等）の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

なお、レンタルできる福祉用具の種類は下記の通りです。

・車いす	・車いす付属品	・特殊寝台（介護用ベッド）	・特殊寝台付属品
・じょくそう予防用具	・体位変換器	・手すり	・スロープ
・歩行器	・歩行補助杖	・認知症高齢者徘徊感知器	・移動用リフト

< サービス提供実績 >

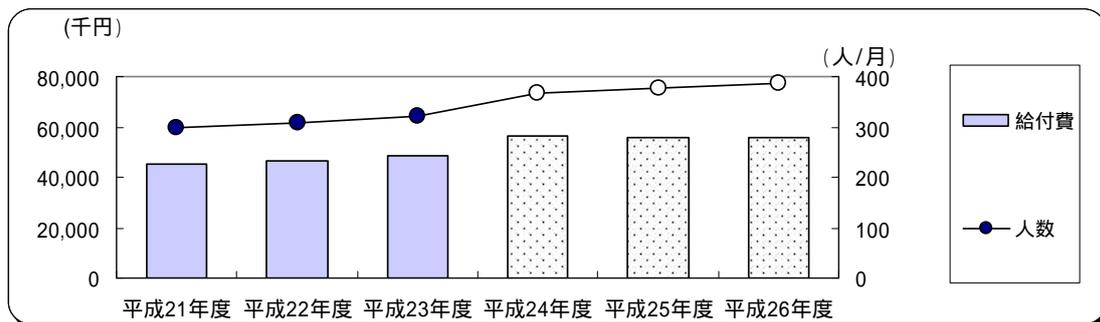
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	45,331	46,551	48,496
サービス利用者数(人/月)	297	307	321

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	56,427	55,965	55,503
サービス利用者数(人/月)	367	377	386

< 福祉用具貸与サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

中重度者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であることから、今後は供給量の増加が見込まれることから、供給量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

特定福祉用具販売

在宅の要介護者等が、貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

< サービス提供実績 >

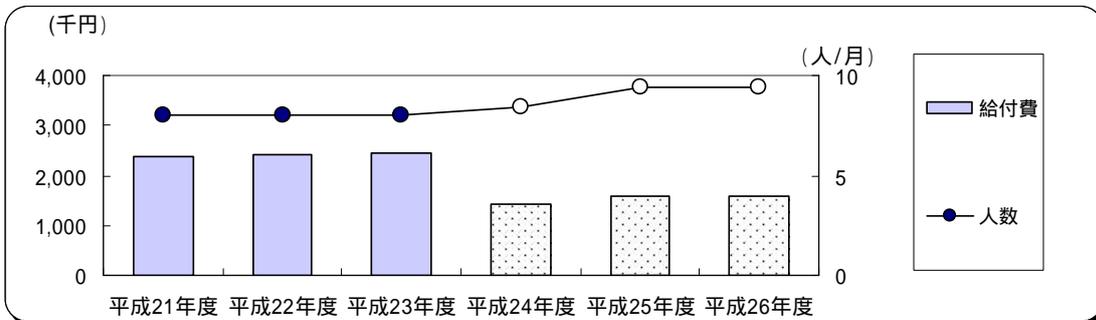
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	2,366	2,413	2,462
サービス利用者数(人/月)	8	8	8

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	1,423	1,595	1,595
サービス利用者数(人/月)	8	9	9

< 特定福祉用具販売サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も利用者の増加が見込まれていることから、供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な用具の利用を図っていきます。

(2) 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は新しいサービスであり、その浸透には時間を要することから、利用者のニーズや参入事業者の動向把握を募りつつ整備を進めるとともに、サービス内容の周知・情報提供に努めます。

夜間対応型訪問介護

要介護者等が、夜間の定期的な巡回訪問又は通報により介護福祉士等から食事、入浴、排せつなどの介護その他日常生活上の世話を受けることによって、症状が重くなったり、ひとり暮らしになった場合でも、自宅で生活できるように支援を図ります。厚生労働省の想定する事業規模として、人口規模20～30万人で300～400人の利用者を見込んでいるものであるため、本市単独での整備は難しい状況であると思われます。隣接市など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

認知症対応型通所介護

認知症のある要介護者がデイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

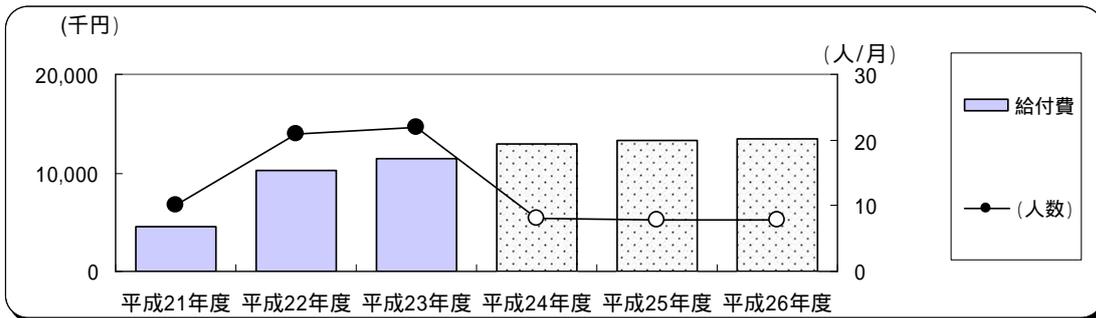
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	4,570	10,290	11,470
サービス利用者数(人/月)	10	21	22

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	12,965	13,205	13,445
サービス利用者数(人/月)	8	8	8

< 認知症対応型通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、事業を進めてまいります。

小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者等が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

< サービス提供実績 >

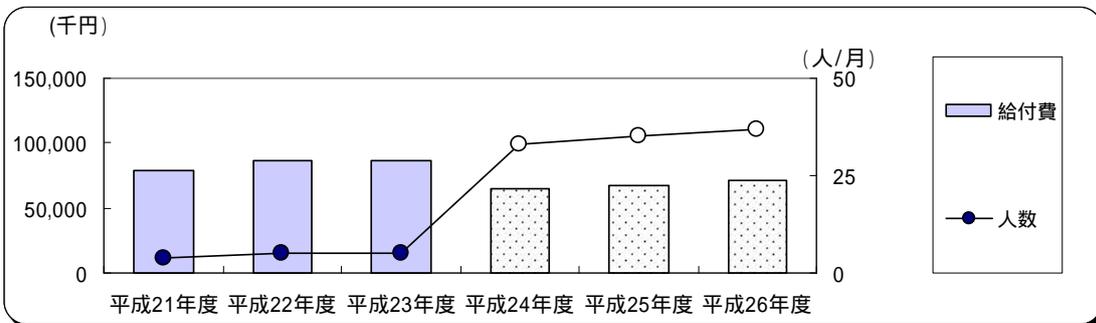
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	78,246	86,071	86,071
サービス利用者数(人/月)	4	5	5

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	64,360	67,748	71,135
サービス利用者数(人/月)	33	35	37

< 小規模多機能型居宅介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

利用者の見込みや介護給付と負担を総合的に検討しながら事業を進めてまいります。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の要介護者等が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることができます。

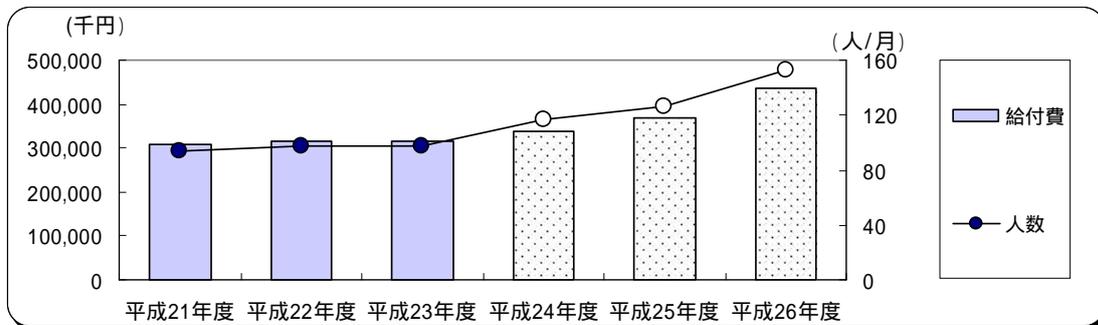
< サービス提供実績 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	308,005	317,474	317,474
サービス利用者数(人/月)	94	97	97

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	337,112	366,580	437,346
サービス利用者数(人/月)	116	126	153

< 認知症対応型共同生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

共同生活を行うことで認知症による生活機能の低下を改善し、認知症の進行を緩和できるものとして今後も利用者の増加が見込まれることから、今後も事業の推進に努めてまいります。

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型(要介護者のみが入居できる)であって、29人以下の規模のものであり、入浴、排せつ、食事等の介護等を中心に行うサービスです。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第5期計画期間の最終年度(平成26年度)における必要利用定員総数についても、0人/月と見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行っていきます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一定規模以下(29人以下)の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。(従来からある介護老人福祉施設のうち、29人以下のものが地域密着型サービスとして位置づけられています。)

< サービス提供実績 >

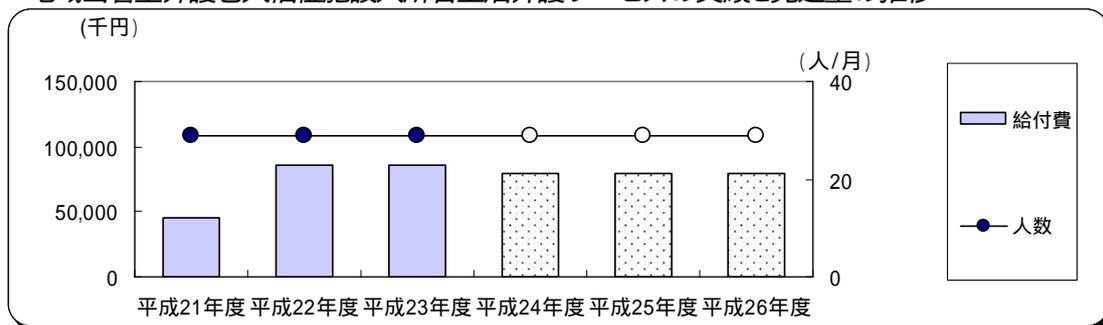
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	44,968	85,439	85,439
サービス利用者数(人/月)	29	29	29

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	79,299	79,299	79,299
サービス利用者数(人/月)	29	29	29

< 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

利用者の見込みや介護給付と負担を総合的に検討しながら事業の推進に努めます。

(3)住宅改修

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

< サービス提供実績 >

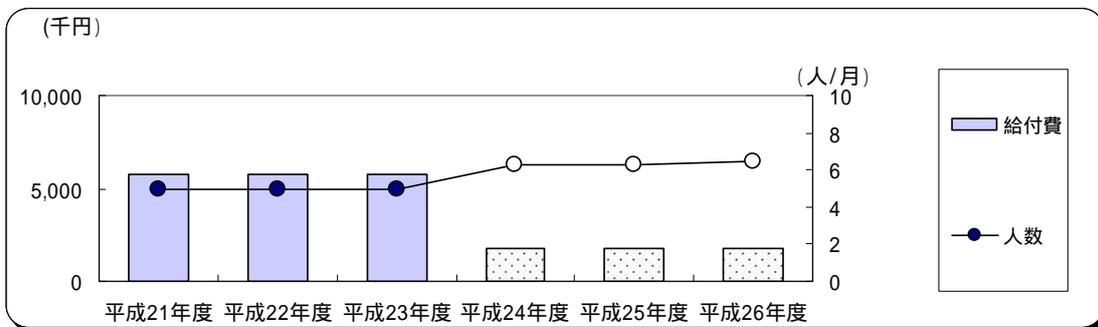
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	5,758	5,758	5,758
サービス利用者数(人/月)	5	5	5

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	1,797	1,797	1,806
サービス利用者数(人/月)	6	6	6

< 住宅改修サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

(4) 居宅介護支援

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

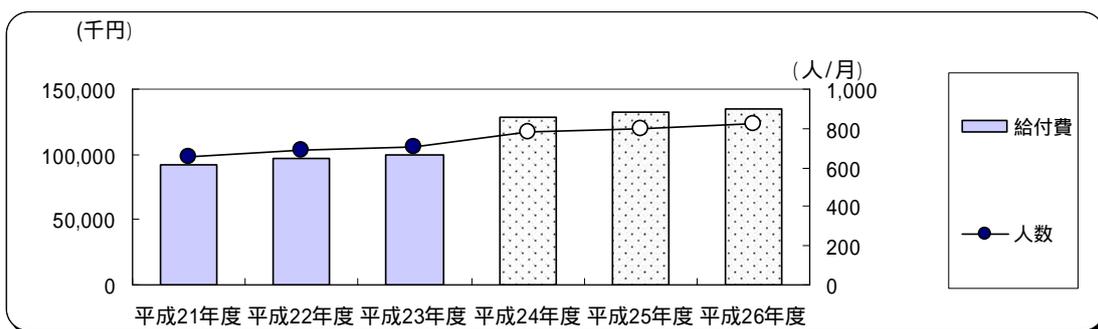
< サービス提供実績 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	92,082	96,910	99,033
サービス利用者数(人/月)	656	693	708

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	128,759	131,903	135,043
サービス利用者数(人/月)	782	802	821

< 居宅介護支援サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

介護給付適正化事業に基づき事業者への実地指導等を行うほか、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員を対象に、スキルアップを図っていきます。また、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

(5) 介護保険施設サービス

国の参酌標準に準じて平成26年度の施設サービス利用者数に対する、要介護4・5の利用者の割合を70%以上とすることを目標に、重度者利用を促進していきます。

介護老人福祉施設

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画にもとづく食事、排せつ、入浴などの介助、日常生活の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。

< サービス提供実績 >

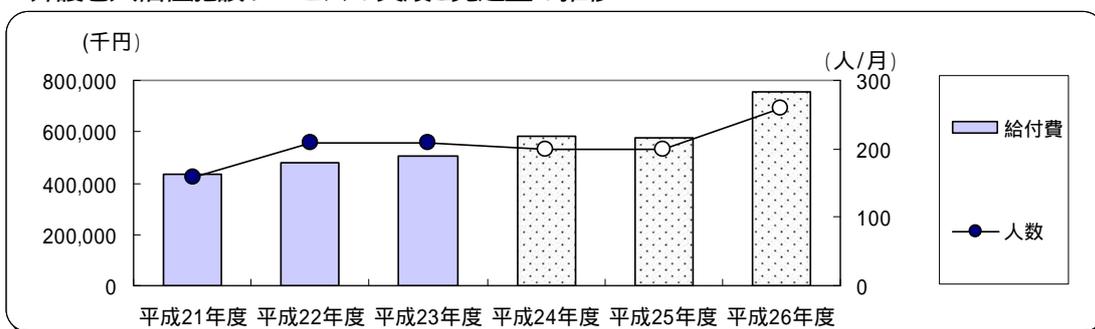
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	437,494	478,405	505,029
サービス利用者数(人/月)	159	209	209

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	580,215	575,670	754,226
サービス利用者数(人/月)	200	200	260

< 介護老人福祉施設サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

現在、待機者も多く増加で見込んでいます。指定介護老人福祉施設については、市外施設の利用も含め必要なサービス量の確保に努めます。

介護老人保健施設

症状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスにもとづく医療、看護、医療管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

< サービス提供実績 >

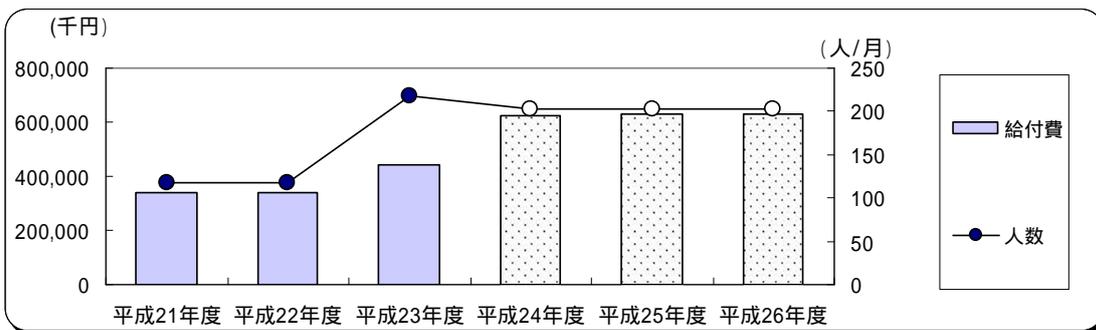
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	338,622	338,622	444,238
サービス利用者数(人/月)	118	118	218

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	626,109	630,448	631,181
サービス利用者数(人/月)	203	203	203

< 介護老人保健施設サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

横ばい傾向を見込んでおります。必要なサービスの確保に努めます。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画にもとづく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

< サービス提供実績 >

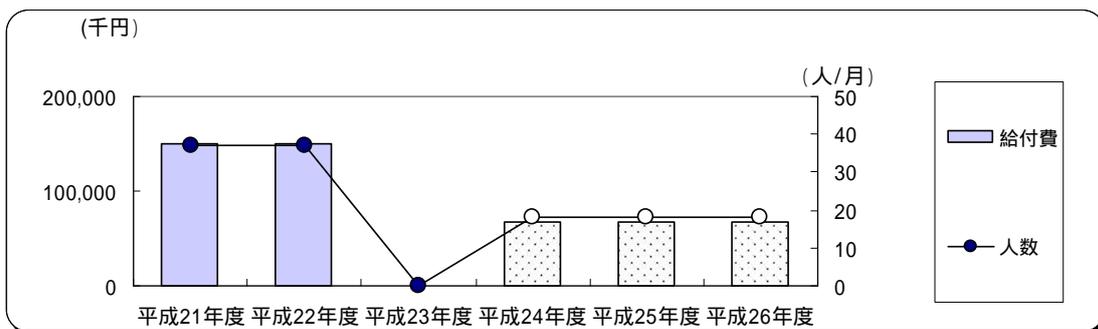
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	150,264	150,264	0
サービス利用者数(人/月)	37	37	0

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	66,739	66,739	66,739
サービス利用者数(人/月)	18	18	18

< 介護療養型医療施設サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

必要なサービス量を確保していきます。

3 予防給付サービス

(1) 介護予防サービス

介護予防訪問介護

介護福祉士や訪問介護員等が要支援者の自宅を訪問して、利用者の身体介護や生活援助を支援し、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

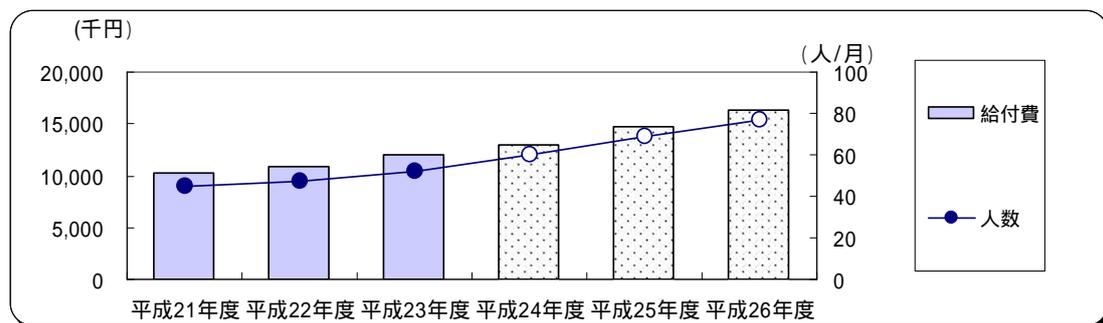
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	10,301	10,884	11,956
サービス利用者数(人/月)	45	47	52

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	12,902	14,643	16,384
サービス利用者数(人/月)	60	69	77

< 介護予防訪問介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、供給量の確保を図ります。さらに、医療機関退院後、在宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

介護予防訪問入浴介護

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

< サービス提供実績 >

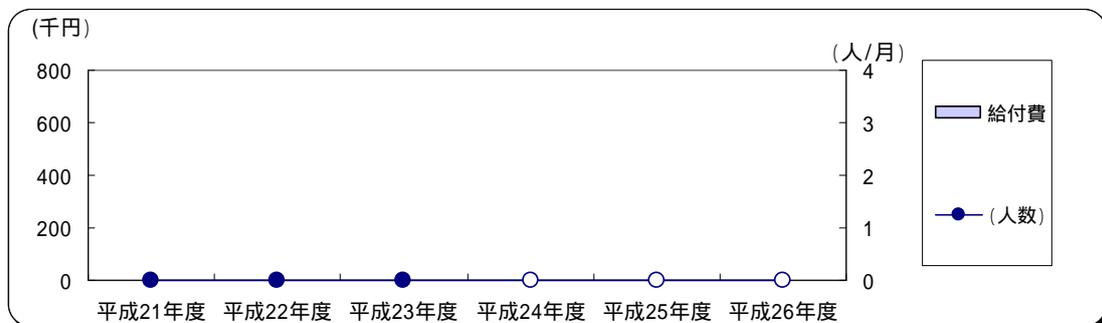
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	0	0	0
サービス利用者数(人/月)	0	0	0

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	0	0	0
サービス利用者数(人/月)	0	0	0

< 介護予防訪問入浴介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、供給量の確保を図ります。

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

< サービス提供実績 >

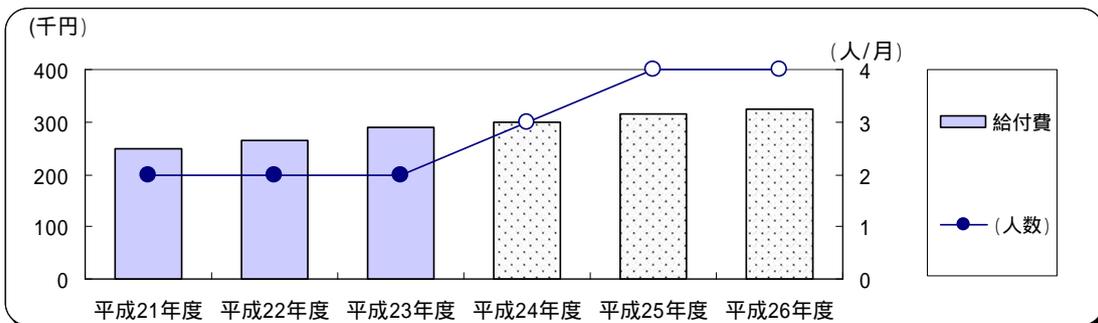
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	250	265	289
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	300	315	325
サービス利用者数(人/月)	3	4	4

< 介護予防訪問看護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

居宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。

介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。

介護予防居宅療養管理指導

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などにより薬の飲み方、食事などの療養上の管理、指導を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

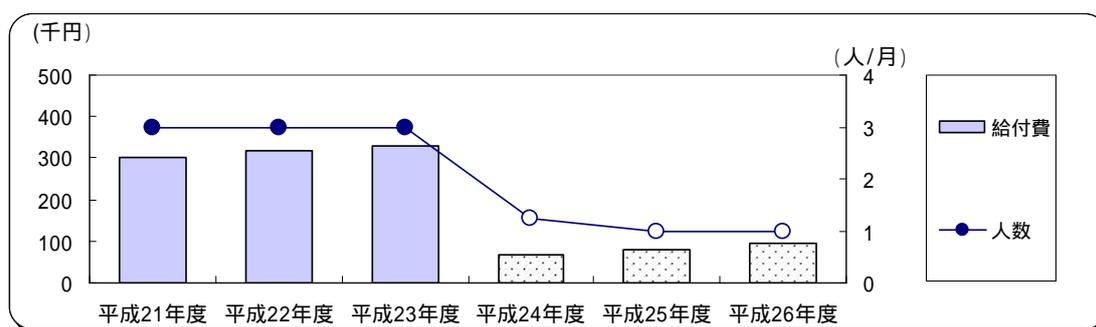
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	302	319	328
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	68	81	95
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

< 介護予防居宅療養管理指導サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も在宅生活等の増加に伴いサービス利用の増加が見込まれることから、在宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者働きかけます。

介護予防通所介護

要支援者が介護予防通所事業所において、入浴・食事の提供とその介護の他、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動器の機能向上等の機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

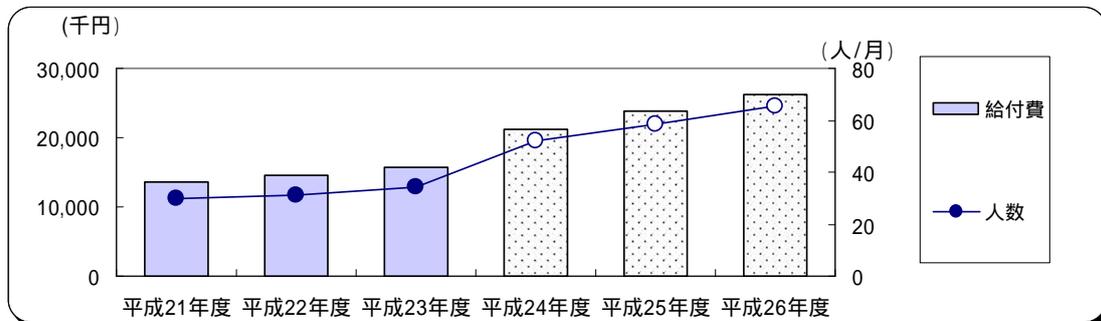
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	13,565	14,408	15,783
サービス利用者数(人/月)	30	31	34

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	21,210	23,724	26,238
サービス利用者数(人/月)	52	59	66

< 介護予防通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後は利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通り、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

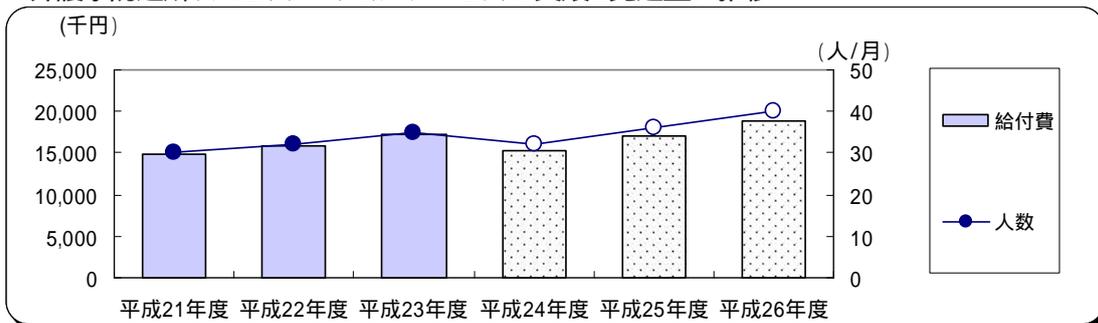
< サービス提供実績 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	14,885	15,816	17,326
サービス利用者数(人/月)	30	32	35

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	15,346	17,100	18,853
サービス利用者数(人/月)	32	36	40

< 介護予防通所リハビリテーションサービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も利用の増大が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めていきます。

介護予防短期入所生活介護

要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

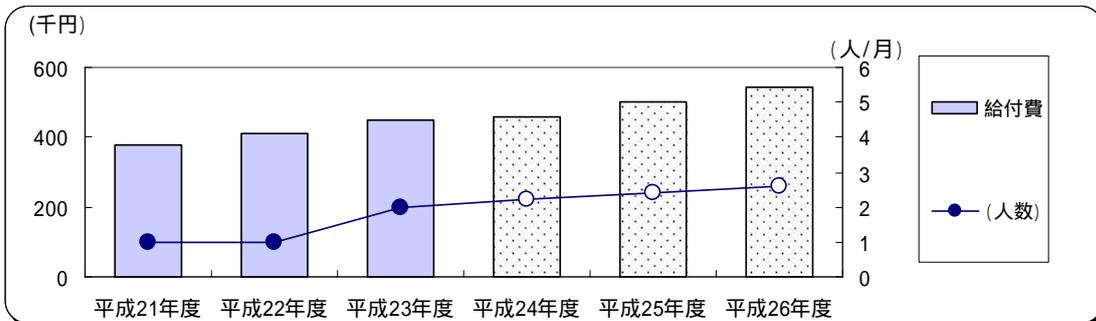
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	380	411	447
サービス利用者数(人/月)	1	1	2

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	456	499	542
サービス利用者数(人/月)	2	2	3

< 介護予防短期入所生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、長期間の滞在者に対して、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

介護予防短期入所療養介護

要支援者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

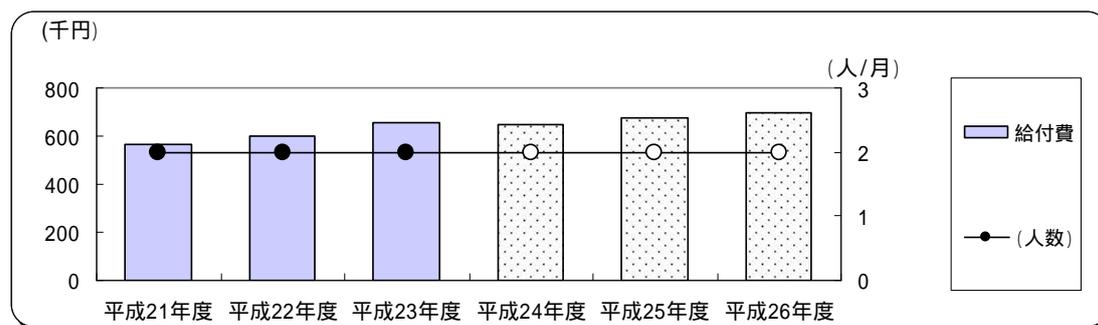
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	564	600	657
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	650	675	700
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

< 介護予防短期入所療養介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、短期入所生活介護と同様に長期間の滞在者に対して、短期入所療養介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

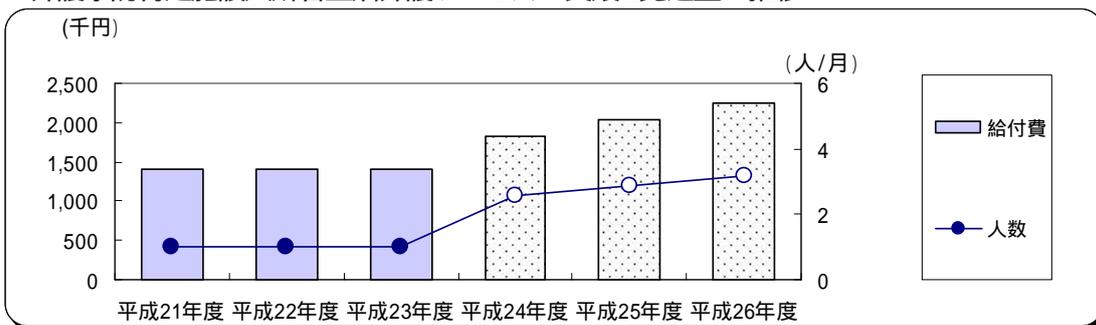
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	1,398	1,398	1,398
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	1,833	2,043	2,242
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

< 介護予防特定施設入所者生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も入所希望状況等の把握に努めていきます。

介護予防福祉用具貸与

要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

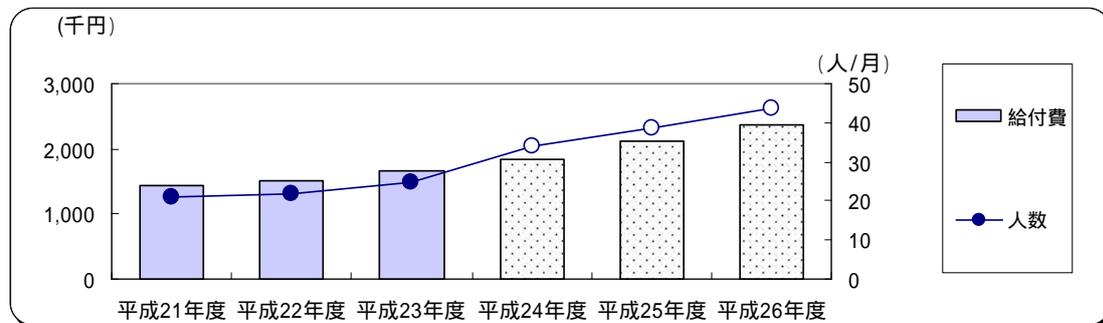
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	1,431	1,521	1,663
サービス利用者数(人/月)	21	22	25

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	1,845	2,108	2,370
サービス利用者数(人/月)	34	39	44

< 介護予防福祉用具貸与サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

中重度者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であることから、今後は供給量の増加が見込まれることから、供給量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

特定介護予防福祉用具販売

要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

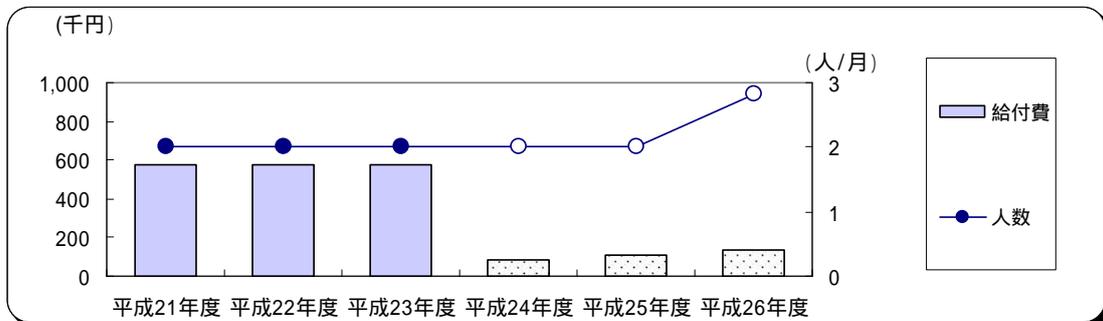
< サービス提供実績 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	576	576	576
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	85	109	132
サービス利用者数(人/月)	2	2	3

< 特定介護予防福祉用具販売サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も利用者の増加が見込まれていることから、供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な用具の利用を図っていきます。

(2) 地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護

通所施設において、軽度の認知症にある方であって、日常生活を想定しながら、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行います。

< サービス提供実績 >

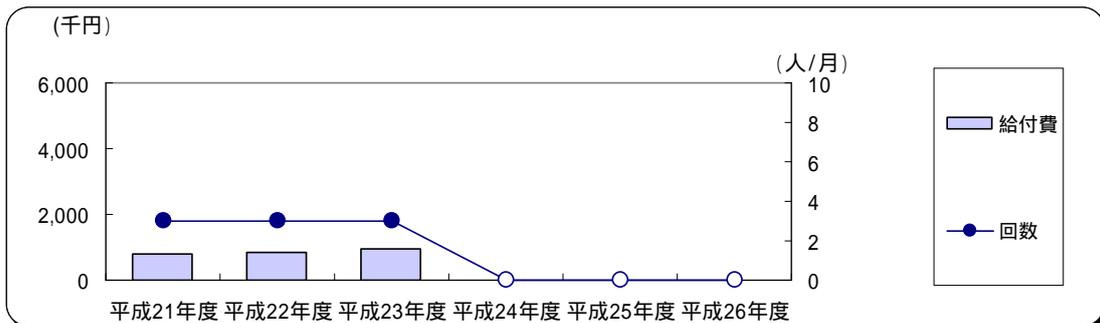
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	811	863	940
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	0	0	0
サービス利用者数(人/月)	0	0	0

< 介護予防認知症対応型通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、事業を進めてまいります。

介護予防小規模多機能型居宅介護

入浴・排せつ・食事等の介護のほか、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動器の機能向上等の機能訓練を中心に行います。

< サービス提供実績 >

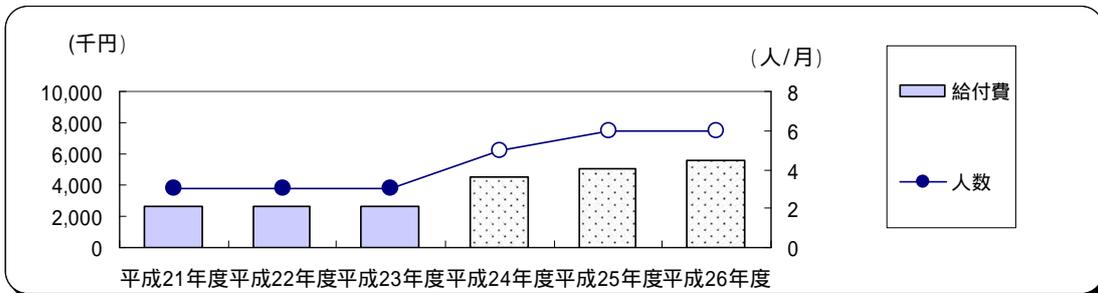
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	2,663	2,663	2,663
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	4,564	5,062	5,560
サービス利用者数(人/月)	5	6	6

< 介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

利用者の見込みや介護給付と負担を総合的に検討しながら事業を進めます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

軽度の認知症の方が、共同で生活できる場で、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

< サービス提供実績 >

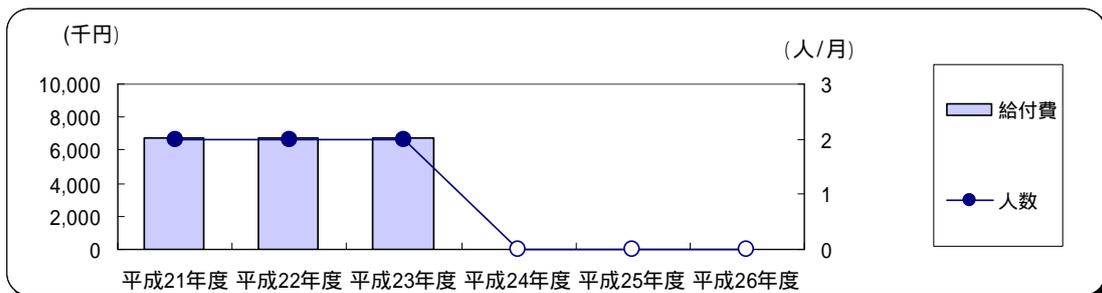
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	6,709	6,709	6,709
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	0	0	0
サービス利用者数(人/月)	0	0	0

< 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

共同生活を行うことで認知症による生活機能の低下を改善し、認知症の進行を緩和できるものとして今後も事業の推進に努めてまいります。

(3) 介護予防住宅改修

在宅の要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

< サービス提供実績 >

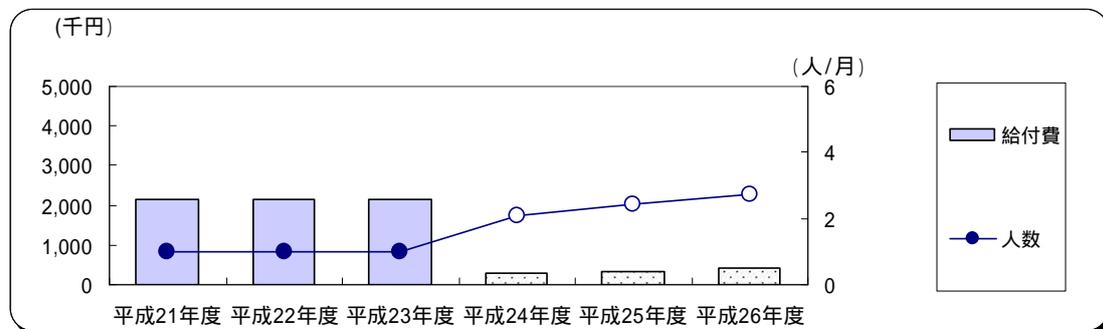
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	2,159	2,159	2,159
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	299	347	395
サービス利用者数(人/月)	2	2	3

< 介護予防住宅改修サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

今後も各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

(4) 介護予防支援

要支援者が、予防給付サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師が中心となって、介護予防サービス計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

< サービス提供実績 >

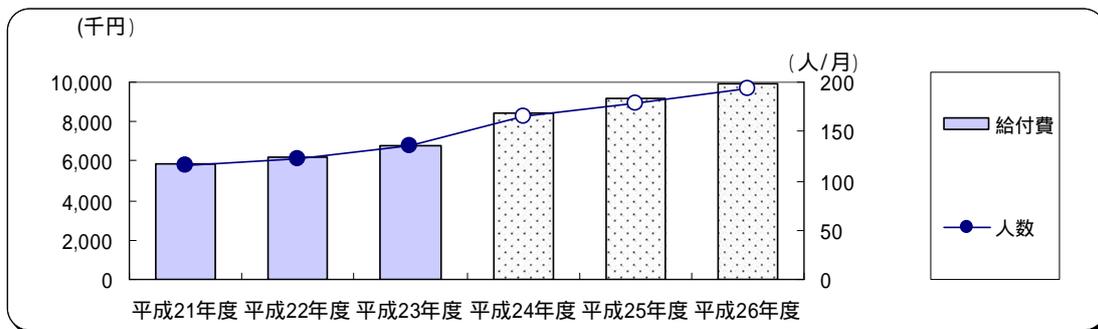
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	5,869	6,212	6,814
サービス利用者数(人/月)	116	123	135

平成23年度は見込量

< サービス提供見込量 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス提供量(千円)	8,433	9,158	9,883
サービス利用者数(人/月)	149	171	193

< 介護予防支援サービスの実績と見込量の推移 >



サービス見込量及び確保のための方策

要支援者の状態を適切に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントが行われるよう、計画作成者のスキルアップを図っていきます。

4 介護予防と在宅ケアの推進（地域支援事業）

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になる事を予防するため、ハイリスクの方に対して、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防」、「認知症予防」、「うつ病予防」などにつながる各種教室等の事業を実施します。また、高齢者保健福祉計画と一体的に事業を実施していきます。

（１） 介護予防事業

< 二次予防: 健やかシニア事業 >

健やかシニア事業は、高齢者人口の5%程度の将来、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を対象に事業を実施し、そのうち20%程度について、要支援・要介護状態となることを防止します。

健やかシニア対象者把握事業

保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者の実態を把握する事業です。年1回の郵送・回収および健診や相談の場面における基本チェックリストの実施により、生活機能の確認・把握を行い、機能低下のリスク保有者に対し、介護予防事業への参加等に繋げていきます。

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
生活機能評価実施者数（人）	3,200	2,789	411	3,350	2,728	622	3,500	4,700	1,200
二次予防対象者数（人）	557	317	240	572	293	279	577	1,500	923

平成23年度は、基本チェックリストのみ実施（見込量）

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基本チェックリスト実施者数（人）	5000	5500	6000
二次予防対象者数（人）	600	620	640

サービス見込量及び確保のための方策

保健・医療・福祉などの関係部門が連携し、特定健康診査等、医療機関や家族・地域住民等からの情報提供、訪問活動等により事業の対象者の選定を実施します。

また、要介護(要支援)認定で、非該当となった高齢者についても、心身の状況に応じ対象者とするなど、特定高齢者の把握を推進します。

通所型介護予防事業

把握された健やかシニア対象者に対し、運動器の機能向上プログラム・栄養改善プログラム・口腔機能の向上プログラム・その他必要なプログラムを、保健センター等で提供し、要支援・要介護状態等に移行することを予防します。

健やかシニア介護予防教室

<サービス提供計画/実績>

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用人数(人)	90	60	30	100	55	45	120	60	60
延べ参加者数(人)	700	397	303	750	377	373	780	540	240

平成 2 3 年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用人数(人)	100	120	140
延べ参加者数(人)	780	850	1,000

サービス見込量及び確保のための方策

本事業に参加をしない閉じこもり、認知症、うつ、低栄養等のおそれのある特定高齢者を対象に、保健師・栄養士等が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導に取り組み参加者の確保を図ります。

介護予防通所事業(複合プログラム)

対象者把握事業により、運動器の機能低下や口腔機能の低下、閉じこもり傾向等のリスクがあると思われた方を対象に、週1回程度、運動器の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラム、認知症予防や閉じこもり予防の為の趣味講座等の教室を実施します。

<サービス提供計画/実績>

	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数	人	37	44	55
延べサービス提供数	回	216	245	250

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	人	60	70	80
延べサービス提供数	数	250	250	250

サービス見込量及び確保のための方策

今後高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図りながら事業の周知と推進に努めます。

訪問型介護予防事業

二次予防対象者であって、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な方を対象に保健師・栄養士等が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施します。

サービス見込量及び確保のための方策

通所型介護予防事業に参加をしない閉じこもり、認知症、うつ、低栄養等のおそれのある二次予防対象者に、保健師・栄養士等が居宅等を訪問または電話等で、実態調査を行い、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施していきます。

介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画に照らした達成状況の検証を行い、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施する事業です。事業の達成状況を評価する適切な指標を検討し、今後の事業運営に反映されるように取り組んでいきます。

< 一次予防:いきいきシニア事業 >

介護予防普及啓発事業

介護予防についての知識の普及・啓発を行うため、パンフレット作成・配布や講演会、各種教室等を開催します。要介護状態になる恐れの高い脳血管疾患や認知症予防の為のわかりやすいパンフレットの作成や高齢者の健康づくり事業をはじめとする介護予防教室の実施に取り組めます。

認知症予防教室

いきいきシニア介護予防教室

地域介護予防支援通所事業

< サービス提供計画 / 実績 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	実績	実績	実績
参加者実人数(人)	90	94	90
参加者延べ人数(人)	987	804	900

平成 23 年度は見込量

< サービス提供計画 >

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者実人数(人)	100	120	150
参加者延べ人数(人)	1,640	2,160	2,940

サービス見込量及び確保のための方策

地区コミュニティ協議会の活動と連携し実施するとともに、老人クラブ、公民館等の高齢者の集まりの場を利用して運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等の普及・啓発を図ります。

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能の講習を実施し、介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成する事業です。質の高い講習を実施するとともに、知識や技能を身に付けた人材が地域において効果的に活躍できるように取り組んでいきます。

<サービス提供計画/実績>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	実績	実績	実績
学習サポーターの養成(人)	18	3	3
シルバーリハビリ体操指導士養成(人)	27	13	13

平成 2 3 年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学習サポーターの養成(人)	5	5	5
シルバーリハビリ体操指導士養成(人)	20	20	20

サービス見込量及び確保のための方策

今後も地区コミュニティ協議会の活動と連携して効果的に実施します。

介護予防一般高齢者施策評価事業

介護保険事業計画に照らした達成状況の検証を行い、介護予防一般高齢者施策の事業評価を実施する事業です。事業の達成状況を評価する適切な指標を検討し、今後の事業運営に反映されるように取り組んでいきます。

サービス見込量及び確保のための方策

地域包括支援センター運営協議会が中心となり、介護予防一般高齢者施策の評価事業を確保し、介護予防特定高齢者施策等により集積したデータをもとに介護予防の効果分析・評価を行い介護予防事業の改善を図っていきます。

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）等により高齢者の医療・福祉・介護などの各種サービス相談を行うほか、要介護状態が軽度の高齢者や要支援、要介護状態になるおそれのある方に必要なサービスが受けられるよう介護予防などの計画作成を行う、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関です。

本市では、平成18年4月に1か所目、また平成20年4月に2か所目を設置しています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、以下の4つの事業を地域包括支援センターが実施します。

介護予防ケアマネジメント	アセスメントと介護予防ケアプラン作成など介護予防のケアマネジメントの実施
在宅生活者の総合相談	介護保険外のサービスを含む高齢者や家族への総合的な相談支援
虐待や権利擁護に関する相談	高齢者虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の実施
包括的・継続的ケアマネジメント	支援困難ケースへの対応やケアマネージャーへの支援

また、茨城県地域ケアシステム（地域ケアセンター）と連携を密にし、高齢者の支援体制等の強化に努めます。

その他、社会福祉協議会やNPO等地域の多様な主体の参加促進を図ると共に、保健センター、老人福祉施設、医療機関等とも連携協力しながら高齢者を総合的に支援していきます。

なお、地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から、「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、具体的な基準を定め、地域包括支援センターの運営評価等を行っていきます。

<サービス提供計画/実績>

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
介護予防ケアマネジメント(人)	90	60	30	100	45	55	120	30	90
総合相談・支援(件)	1,000	2706	1706	1,100	2925	1825	1,200	3000	1800
虐待や権利擁護に関する相談(件)	80	51	29	90	44	46	100	60	40
包括的・継続的ケアマネジメント(件)	25	11	14	30	25	5	35	25	15

平成 23 年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防ケアマネジメント(人)	50	50	55
総合相談・支援(件)	3500	3600	3700
虐待や権利擁護に関する相談(件)	65	75	85
包括的・継続的ケアマネジメント(件)	40	45	50

サービス見込量及び確保のための方策

地域包括支援センター運営協議会への報告、評価、監視等により、介護予防マネジメント事業を確保するとともに、ケアマネジメントの実施機関である地域包括支援センターの保健師または経験のある看護師や、ケアプラン作成の一部を行う介護支援専門員に対する研修の充実に努めます。

介護予防支援通所事業

概ね65歳以上の閉じこもり傾向にある「一般高齢者」及び介護保険制度において要介護になるおそれのある「特定高齢者」と認められた方へ、週1回程度の機能訓練、口腔機能向上、認知症予防及び趣味講座等のサービスを提供します。

(3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業

不要なサービスが提供されていないかの検証や必要な情報の提供などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整え、介護給付費の適正化を図ります。

《介護給付適正化の3つの要》

要介護認定の適正化

ケアマネジメントの適正化

事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

サービス見込量及び確保のための方策

地域包括支援センターのマネジメントと連携し、今後も利用者に介護給付費通知を送付し、利用状況を確認してもらい、適正な利用の促進を図ります。

介護サービスが利用者の自立につながるようケアプランが作成されているか、内容が利用者に適しているか、費用が妥当であるか、利用者に適した福祉用具が貸与され、適切に利用されているか、グループホームのサービスや日常生活が利用者に適しているか等を調査し、不適切な場合は助言・指導を行うことにより、サービスの質の向上を図るとともに、不適切な給付費の抑制を図っていきます。

家族介護支援事業

家族介護継続支援事業

在宅で高齢者の介護をしている家族等に対して、介護保険施設の見学や日帰り旅行などを行い介護者を介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図り、在宅介護の継続を支援します。

<サービス提供計画/実績>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	実績	実績	実績
実利用人数(人)	50	48	55
延べ開催回数(回)	3	3	3

平成 23 年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用人数(人)	60	70	80
延べ開催回数(回)	3	3	3

サービス見込量及び確保のための方策

家族介護教室の開催及び高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減及び、要介護者の在宅生活の継続、向上を図ります。

家族介護用品支給事業

65歳以上で介護保険の要介護認定1～5の方及びこれに相当する高齢者の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に対して、紙おむつなどの介護用品を購入する際、その購入費の一部を補助するため、助成券を交付します。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実績	実績	実績	実績	実績	実績
実利用人数(人)	35		49		50	
延べサービス提供数(千円)	1343		1796		2081	

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数(人)	50	50	50
延べサービス提供数(千円)	2300	2500	2700

認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守りボランティア等の育成・支援や警察、消防、タクシー会社等地域の関係者による見守りや支援体制のためのネットワークづくりを構築します。また、住民に対して、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者に関する知識の普及や啓蒙に努めます。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
認知症サポーターの養成(人)	150	80	70	200	73	127	250	80	

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症サポーターの養成(人)	100	100	100

地域自立生活支援事業

配食サービス事業

在宅の65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、栄養改善及び見守り等が必要な高齢者を対象に、安否確認を主目的とし、栄養のバランスがとれた食事(昼食または夕食)を自宅へ届けます。

<サービス提供計画/実績>

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用人数 (人)	115	134	19	115	65	50	115	65	50
延べサービス提供数(回)	9,950	7,966	1,984	9,900	5,781	4,119	9,900	5,000	4,900

平成23年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数 (人)	65	75	85
延べサービス提供数(回)	5,500	6,500	7,500

サービス見込量及び確保のための方策

今後、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、利用者は増加する傾向にあります。配達担当者との交流による地域のネットワークの形成にもつながるよう、サービスの向上に努めます。

サービス見込量及び確保のための方策

利用者の見込み、事業者の進出状況及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます

(4) 市町村特別給付

市町村特別給付は、要介護者又は要支援者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的としたものです。

本市では、特殊浴室介護事業を独自サービスとして実施します。

特殊浴室介護事業

介護保険の認定を受けた方で、寝たきりなどの理由により家庭での入浴が困難な方を対象に、特殊入浴室において車イスのまま入浴できるサービスを提供し、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
サービス提供量	千円	3,150	3,103	47	3,510	2,134	1,376	3,510	2,333	1,177
サービス利用者数	人/月	26	23	3	26	16	10	26	17	9

平成 23 年度は見込量

<サービス提供計画>

	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス提供量	千円	2,430	2,430	2,430
サービス利用者数	人/月	18	18	18

サービス見込量及び確保のための方策

今後も増加すると見込まれることから、供給量確保の方策を検討していきます。

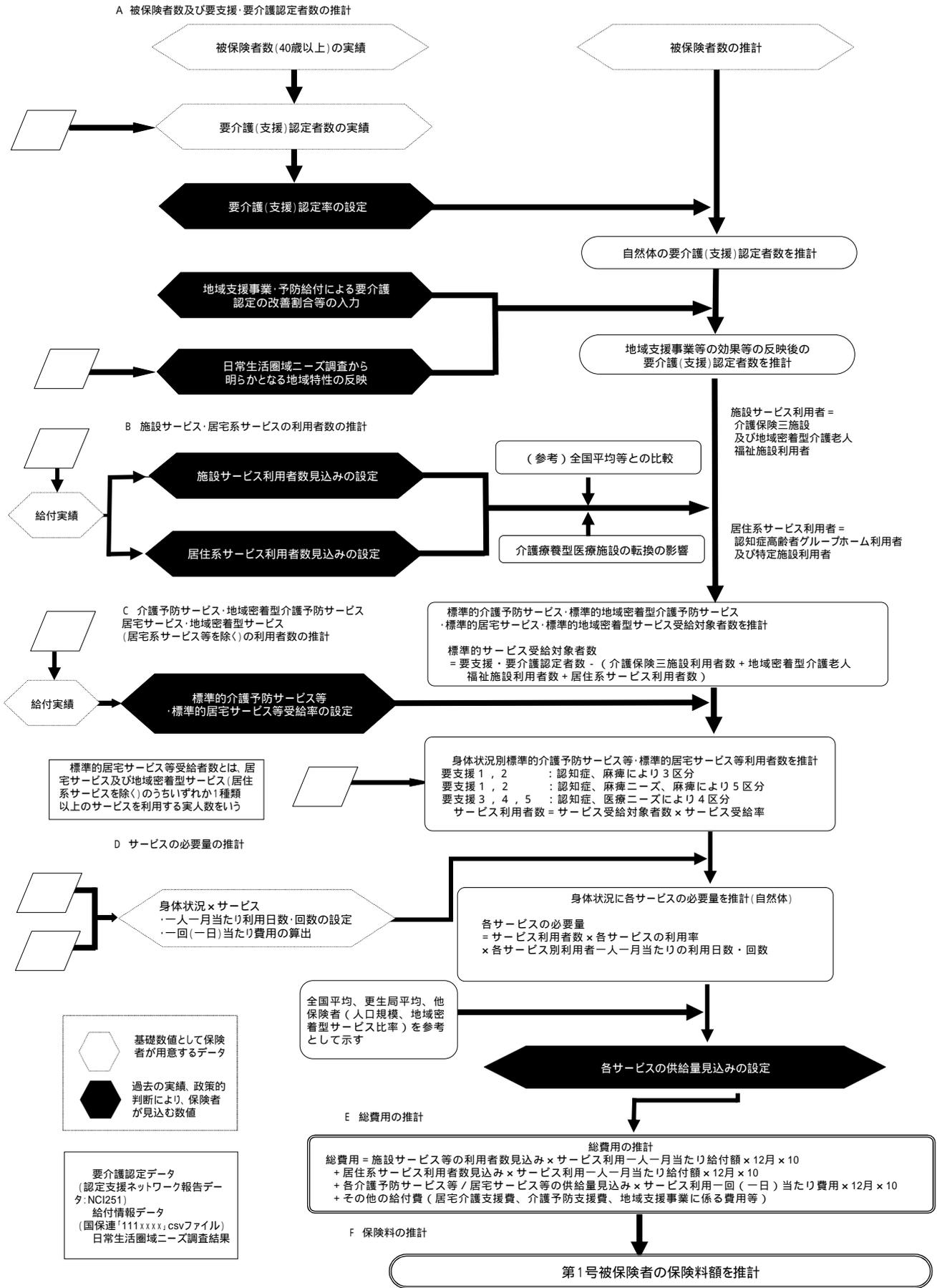
第7章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険事業費の推計手順

介護保険サービスの見込み量は、平成22年、平成23年のサービス利用実績を基に、平成21年から平成23年における高齢者人口の推計値から要支援・要介護認定者数、施設・居住系サービス利用者数及び居宅介護サービス利用者数を求め、各サービスの見込み量を算定します。さらに、それら利用者数をもとに、事業費を算出します。

第5期の介護保険事業費の推計にあたっては、厚生労働省より配布された、第5期介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（ワークシート）により算出しています。推計手順は次ページ参照。

第7章 介護保険事業費の見込み



基礎数値として保険者が用意するデータ

過去の実績、政策的判断により、保険者が見込む数値

要介護認定データ
(認定支援ネットワーク報告データ:NCI251)
給付情報データ
(国保連'111xxxxx.csvファイル)
日常生活圏域ニーズ調査結果

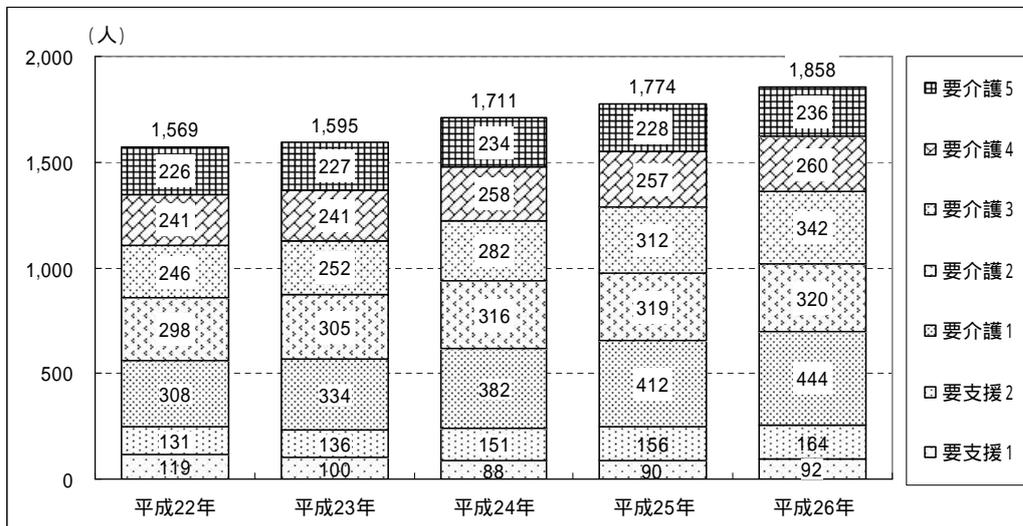
2 サービス利用者の将来推計

(1) 要支援・要介護者数の推計

平成26年までに要支援・要介護者数は、平成22年と比較して289人増加するものと推計されます。(被保険者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計)

要支援・要介護認定者数 (単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	119	100	88	90	92
要支援2	131	136	151	156	164
要介護1	308	334	382	412	444
要介護2	298	305	316	319	320
要介護3	246	252	282	312	342
要介護4	241	241	258	257	260
要介護5	226	227	234	228	236
合計	1,569	1,595	1,711	1,774	1,858



資料：第5期介護給付対象サービスの見込量の推計手順(ワークシート)

3 サービス事業量の見込み

(1) 介護給付サービスの事業量

第5期介護保険事業計画における介護給付サービスの事業量の見込みは以下のとおりです。

介護給付サービス事業量一覧

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	訪問介護	回	36,836	38,739	40,643
		人	2,477	2,626	2,775
	訪問入浴介護	回	1,689	1,589	1,490
		人	377	358	339
	訪問看護	回	825	810	795
		人	215	214	213
	訪問リハビリテーション	回	693	691	688
		人	118	116	114
	居宅療養管理指導	人	259	265	272
	通所介護	回	31,688	33,579	35,471
		人	3,343	3,541	3,740
	通所リハビリテーション	回	21,166	22,135	23,105
		人	2,464	2,588	2,711
	短期入所生活介護	日	16,752	16,572	16,393
人		1,022	1,024	1,026	
短期入所療養介護	日	5,167	4,718	4,269	
	人	493	457	422	
特定施設入居者生活介護	人	155	166	454	
特定福祉用具貸与	人	4,401	4,518	4,635	
特定福祉用具販売	人	101	113	113	
住宅改修	人	75	75	77	
居宅介護支援	人	9,389	9,618	9,847	
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	0
		人	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回	1,392	1,440	1,487
		人	96	95	95
	小規模多機能型居宅介護	人	396	421	445
	認知症対応型共同生活介護	人	1,397	1,511	1,837
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	人	348	348	348
複合型サービス	人	0	0	0	
施設	介護老人福祉施設	人	2,400	2,400	3,120
	介護老人保健施設	人	2,436	2,436	2,436
	介護療養型医療施設	人	216	216	216
	医療療養病床からの転換分	人	0	0	0
介護給付費計			148,384	153,380	159,576

(2) 予防給付サービスの事業量

第5期介護保険事業計画における予防給付サービスの事業量の見込みは以下のとおりです。

予防給付サービス事業量一覧

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予 防	介護予防訪問介護	人	723	822	921
	介護予防訪問入浴介護	回	60	72	84
		人	15	18	21
	介護予防訪問看護	回	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	回	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	人	15	18	21
	介護予防通所介護	人	622	704	787
	介護予防通所リハビリテーション	人	385	434	482
	介護予防短期入所生活介護	日	66	72	79
		人	26	29	31
	介護予防短期入所療養介護	日	0	0	0
		人	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人	31	35	38	
介護予防福祉用具貸与	人	407	466	525	
特定介護予防福祉用具販売	人	22	28	34	
密地 着域 型	介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	68	76	84
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0	
住宅改修	人	25	29	33	
介護予防支援	人	1,977	2,147	2,317	

4 給付費の見込み

(1) 給付費の推計

介護給付サービスについて給付費の推計結果をまとめると、以下のようになります。
(表中の数値は、千円未満を四捨五入しています。)

(介護給付サービス)

(千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	訪問介護	99,113	103,435	107,756
	訪問入浴介護	18,844	17,736	16,627
	訪問看護	7,496	7,356	7,216
	訪問リハビリテーション	1,941	1,933	1,926
	居宅療養管理指導	1,613	1,626	1,639
	通所介護	253,192	265,886	278,580
	通所リハビリテーション	176,756	182,414	188,072
	短期入所生活介護	138,969	136,387	133,806
	短期入所療養介護	55,113	50,205	45,296
	特定施設入居者生活介護	29,848	31,953	87,013
	特定福祉用具貸与	56,427	55,965	55,503
	特定福祉用具販売	1,423	1,595	1,595
住宅改修		1,797	1,797	1,806
居宅介護支援		128,759	131,903	135,043
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	12,965	13,205	13,445
	小規模多機能型居宅介護	64,360	67,748	71,135
	認知症対応型共同生活介護	337,112	366,580	437,346
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	79,299	79,299	79,299
複合型サービス		0	0	0
施設	介護老人福祉施設	580,215	575,670	754,226
	介護老人保健施設	626,109	630,448	631,181
	介護療養型医療施設	66,739	66,739	66,739
	医療療養病床からの転換分	0	0	0
介護給付費計		2,738,092	2,789,880	3,115,250

介護予防給付サービスについて給付費の推計結果をまとめると、以下のようになります。

介護給付サービスと介護予防給付サービスの合計が総給付費となり、総給付費の推移をみると、平成25年度は前年比5.3%、平成26年度は前年比の14.5%の伸びが見込まれます。

(介護予防給付サービス)

(千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護 予 防	介護予防訪問介護	12,902	14,643	16,384
	介護予防訪問入浴介護	461	554	647
	介護予防訪問看護	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	68	81	95
	介護予防通所介護	21,210	23,724	26,238
	介護予防通所リハビリテーション	15,346	17,100	18,853
	介護予防短期入所生活介護	456	499	542
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,833	2,043	2,242
	介護予防福祉用具貸与	1,845	2,108	2,370
	特定介護予防福祉用具販売	85	109	132
密着 地域 型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,564	5,062	5,560
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修		299	347	395
介護予防支援		8,433	9,158	9,883
予防給付費計		67,503	75,427	83,340
総給付費（介護給付費計 + 予防給付費計）		2,805,596	2,865,307	3,198,590

(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所(入院)したときやショートステイを利用したとき、食費・居住費(滞在費)の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)となり、負担の軽減が図られます。

特定入所者介護サービス費給付額の推計 (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
特定入所者介護サービス費等給付額	113,593	113,593	113,593	340,779

(3) 高額介護(介護予防)サービス費

居宅サービスや施設サービスの1月あたりの利用者負担額(保険給付対象額)の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額)が上限額を超えた場合、超えた額を高額介護サービス費として支給します。

高額介護サービス費等の給付額の推計 (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
高額介護サービス費等給付額	47,824	53,184	58,544	159,552

(4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護保険の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合に超えた部分を高額医療合算介護(介護予防)サービス費として支給します。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費給付額の推計 (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
高額介護サービス費等給付額	3,174	3,174	3,174	9,522

(5) 算定対象審査支払手数料

市と茨城県国民健康保険団体連合会(国保連)との契約により定められた審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の基準となる単価に3年間の審査支払見込件数を乗じた額です。

算定対象審査支払手数料の推計 (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
算定対象審査支払手数料	2,630	2,724	2,820	8,174

(6) 地域支援事業費

地域包括支援センターの運営を含む地域支援事業全体の財政規模は、概ね介護保険給付の3.0%以内としています。各年度の地域支援事業の保険給付費見込み額に対する地域支援事業費は次のとおりです。

地域支援事業費の見込み (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費給付額	76,000	80,000	83,000	23,900
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.6%	2.6%	2.5%	2.5%

まとめ (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3か年合計
総給付費計	2,805,596	2,865,307	3,198,590	8,869,493
特定入所者介護サービス等費	113,593	113,593	113,593	340,779
高額介護サービス等費	47,824	53,184	58,544	159,552
高額医療合算介護サービス費等	3,174	3,174	3,174	9,522
審査支払手数料	2,630	2,724	2,820	8,174
標準給付費見込額	2,972,817	3,037,982	3,376,721	9,387,520

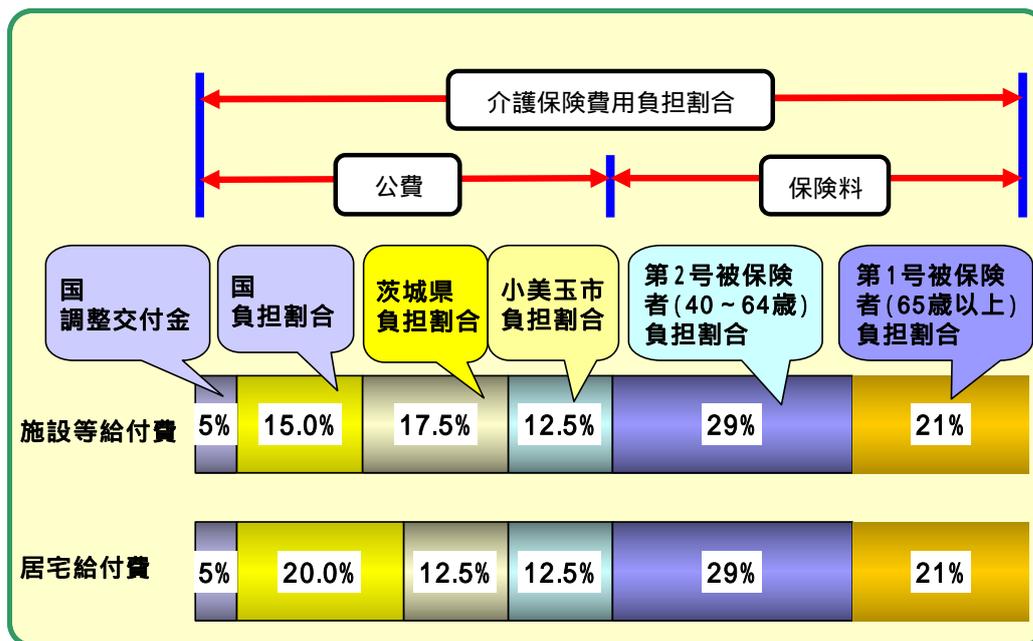
5 基準月額介護保険料の算出

(1) 第1号被保険者の保険料

介護保険の財源

介護保険料算定の基準となる介護保険給付費（介護保険事業総費用から利用者の1割負担分を除いたもの）の負担割合を図示すると、概ね次のようになります。

介護保険費用の負担割合



介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料(50%)と、国・都道府県・市町村の公費(50%)でまかなわれています。

第1号被保険者(65歳以上)の標準的負担は、総事業費用の21%となります。その他の負担割合、居宅給付費は、第2号被保険者が29%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、国が25%、施設等給付費は、第2号被保険者(40歳から64歳)が29%、都道府県が17.5%、市町村が12.5%、国が20%となります。

国が負担する25%(施設等給付費20%)のうち、20%(施設等給付費15%)の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます(年度ごとの確定額に基づき過不足を精算)。残りの5%部分は、後期高齢者の加入割合等による第1号保険料の格差を全国的に調整するための調整交付金として交付されることになっています。

保険料の算定基準

本市における第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）の第1号被保険者保険料の基準額を算定するための基礎となる標準給付見込額、調整交付金見込額、及び準備基金取崩額等は次のようになります。

（単位：円）

所得階層別保険料の月額

介護保険給付費の約 21%を第1号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第4段階が第1号被保険者の保険料基準額(1.00倍)となります。全体の所得段階区分を8段階設定とします。

各所得段階の年額保険料

(単位：円)

第8章 推進体制

1 推進体制の整備

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。したがって、関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、一層庁内の横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいきます。

また、国や県の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・県の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、市内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。その他にも、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、本市を基点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

(3) 医療と介護の連携

疾病予防や健康管理がますます重要になってくるため、地域における医療と介護の連携（主治医と介護支援専門員との連携強化、介護予防分野での医療との連携など）、入所施設やグループホームにおける医療機能の強化等について、国（社会保障審議会）で検討が進められており、本市においても医療と介護の連携強化に向けて取り組んでいきます。

(4) 市民の参画と協働

介護保険事業の円滑な実施と、保健・福祉・医療サービスの提供を実現しつつ、健やかな福祉社会を実現していくために、高齢者をはじめとする市民の声を聞き、よりよいサービスを育てていくと同時に、ボランティアをはじめとする地域のさまざまな個人・団体との参画や協働の仕組みづくりを進めていきます。

2 人材の確保

介護保険事業のサービスに携わる人材の確保・質の向上を図ることがより一層重要となっています。特に介護保険制度において重要な役割を果たすケアマネジャー・介護職員・認定調査員・介護認定審査会委員については、それぞれの専門知識を高めるとともに、人権尊重といった観点からも研修等を行い、人材の質的向上を図ります。

3 計画の適正な運営

計画の適正な運営を行うために、進捗状況を把握するとともに、事業の評価を今後の計画に反映させていく体制を整えます。また、介護保険サービスを適切に利用してもらうためには、事業者情報など必要な情報提供を行うとともに、指導・助言体制を充実させ、サービスの質の向上を図ります。

(1) 計画の進捗状況の点検・評価

高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画を着実に実現していくため、両計画の進捗状況を点検・評価し必要な対策などを講じていくとともに、学識経験者や医療関係者、福祉関係者及び市民に計画に対する意見を求め、今後の計画に反映させていきます。

(2) 事業者への指導・助言

市町村にサービス事業者等への立ち入り調査権が認められるなど、市町村の役割・権限が強化され、また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、市町村に対し意見を求めることが義務づけられました。

こうした市町村の役割の拡大を踏まえ、適正なサービス利用が図られるように、今後もサービス利用者の視点から、事業者への指導・助言に努めていきます。

(3) 正確・公平な要介護認定の調査

要介護認定の調査については原則として市町村が実施するものとし、要介護認定調査における正確性・公平性の確保に努めていきます。

4 情報提供・相談体制

◆ 高齢者施策全般に関する総合相談・情報提供

市民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、保健・介護や高齢者福祉のほか、地域福祉、生活保護、障害者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じ、充実を図ります。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できるよう努めます。

◆ 介護サービス情報の提供

今回の制度改正により、すべての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられました。(都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します)

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

本市においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、市民にもっとも近い窓口として、市民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、市役所の相談窓口、地域包括支援センター等を通じて、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

また広報やパンフレット等を活用して、市民が介護サービス事業者の選択方法、介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるよう取り組んでいきます。

◆ 苦情相談体制の整備

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、市民の身近な行政機関である市役所において迅速に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、要介護認定調査員等と連絡調整し、さらに県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。

◆ 権利擁護・虐待防止の推進

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業については、相談窓口の設置や社会福祉協議会による相談など相談体制の整備を進めてきました。しかし、いまだに制度や活用の仕方を知らない方も見受けられることから、より一層の制度の周知を図り、制度活用のメリットについても、普及啓発を行っていきます。

高齢者虐待については、虐待発見から対応までの流れを精査し、関係機関との連携を含めて体制整備を行っていきます。